

小樽商科大学

目 次

I	認証評価結果	2-(3)-3
II	基準ごとの評価	2-(3)-4
	基準1 大学の目的	2-(3)-4
	基準2 教育研究組織	2-(3)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(3)-9
	基準4 学生の受入	2-(3)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(3)-15
	基準6 学習成果	2-(3)-30
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(3)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(3)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(3)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(3)-48
<参 考>		2-(3)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-54
iii	自己評価書等	2-(3)-56

I 認証評価結果

小樽商科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生の主体的で能動的な学習を積極的に促すことを目的として、大規模クラスにおける効率性・持続性・議論の多様性の向上を目指したアクティブ・ラーニング授業を開始し、語学教育においても実践型 Blended ラーニングを導入しているほか、学長裁量経費において「先進的なアクティブラーニングおよびサービス・ラーニング教育手法の開発および実践支援事業」を公募し、多くの教育に係る事業を実施するなど、アクティブ・ラーニングの全学的な展開を実現している。
- 早期卒業制度を設け、学部の早期卒業と大学院博士前期課程と専門職学位課程との連携による「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」や「学部学生による大学院科目履修制度」を実施している。
- 正課科目として「地域連携キャリア開発（商大生が小樽の活性化について本気で考えるプロジェクト（通称：マジプロ）」や北海道地域の理解を深める「地域学」等を開設し、地域課題に取り組む教育活動を積極的に展開している。
- すべてのゼミナールに専用のゼミナール室を配置し、さらに大学のネットワークに接続しているパソコンを備えるなど、グループでの自主学習の環境を整えている。
- 大学独自の奨学金制度を数多く設けて学生生活を支援している。
- 授業で使用する動画を撮影するためのレコーディングスタジオや、海外との双方向通信が可能な国際交流スタジオが整備され、活用されている。
- 教職協働による学生指導研究会が継続的に開催され、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入につなげているほか、講演や役員も交えたグループワークやディスカッションを実施して、大学の教育研究の課題を共有している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業として「北海道経済活性化モデルの創出と人材育成」が採択され専門4学科を主専攻としながら副専攻で学ぶプログラムを導入しているほか、平成 27 年度文部科学省AP（テーマⅣ（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）））に採択され長期の学外学修を前提とした教育課程の大幅な見直しと、学事暦の最適化や入学猶予制度の導入とグローバル人材の育成のためのブリッジプログラム構築が進められ、これらの今後の成果が期待される。
- 平成 26 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップの拡大」として「循環型地域人材育成プラットフォーム【若者が育つ大地：北海道】」が採択され、北海道の国公私立5大学で連携し、地域特性を考慮した多様なインターンシップの拡大とそれらを効率的・効果的に実施するための体制整備等が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程及び大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、成績評価に対する異議申立てが制度として明確化されていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学則第1条第1項は、「現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。」と大学の目的を定めている。同第2項はこの目的を達成するための方法として、「多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。」ことを明らかにしている。

また、平成16年4月に制定された大学憲章は、学部教育等の目標を「専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成」と定め、それを支える研究について「基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をとともに重視し、とりわけ応用的・実学的研究では、総合的・学際的研究の推進を図り、その成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元すること」としている。

さらに、第2期中期目標・中期計画（平成22～27年度）の基本的な目標において、「小樽商科大学の教育目標を実現するための基礎となる実学的研究を推進するとともに、諸分野の理論研究及び基礎研究を行う。地方国立大学として地域に開かれ、地域経済の活性化に貢献する大学をめざす。」として、地域への貢献が大学の重要な目的であることを明らかにしている。

学則並びに大学憲章等は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ」「その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。」という学校教育法第83条の趣旨に適合している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院学則第1条は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。」と述べ、商学研究科において教育すべき人材像及び育成する能力を明らかにしている。

さらに、研究科内の2つの専攻についても、現代商学専攻については第6条で「専攻分野について、研

究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うために組織的、体系的な教育課程の下で特定のテーマについて研究を指導する博士課程とする。」とし、アントレプレナーシップ専攻については第15条で「革新的ビジネスモデルを構想し事業へと展開できるビジネスイノベーター、及び企業経営におけるマネジメント能力を高めビジネス・チャンスを生み出し得るビジネス・リーダーを育成するために、当該分野に応じた柔軟で実践的な教育を行うことができるよう、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に定める専門職大学院とする。」と定めている。

また、大学憲章では、大学院の教育目標を「研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を図る。」と定め、それを支える研究については「基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視し、両者の成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元する。」としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則等に定められている目的に基づき、学士課程として商学部を設置し、商学部には経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科の4学科を置いている。

また、4つの学科には、学生の教育上の区分として、昼間に授業を行うコース（昼間コース）及び主として夜間に授業を行うコース（夜間主コース）を置いており、それぞれに入学定員を設定している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育の内容を決定する具体的プロセスは、共通科目「基礎科目（知（地）の基礎を除く）」は一般教育系、「外国語科目」は言語センターの学科会議等において、また、共通科目「基礎科目（知（地）の基礎）」は教育開発センターの学部教育開発部門及びキャリア教育開発部門において、それぞれ授業計画の原案を策定し、教務委員会での審議を経て教授会で承認する、としている。

基礎科目を担当するのが一般教育系教員であり、外国語科目を担当するのが言語センターである。初年次のキャリア教育の中心である共通科目「基礎科目（知（地）の基礎系）」は、教育開発センターを中心として専門4学科も含めた全学が担当することになっており、平成26年度においては29人の教員が担当している。

教養教育を含む教育課程に関しては、学科会議において各学科系に属する授業科目について、毎年度の開講・非開講、担当者を決定し、授業計画の原案を策定して、教務委員会に提出されている。教務委員会では、各学科等から提出された授業計画の原案をもとに、毎年度の授業計画及び時間割を策定し、毎年度の授業計画については学部教授会に附議している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院商学研究科は、研究者養成を行う現代商学専攻と高度専門職業人養成を行うアントレプレナーシップ専攻からなる。それぞれの教育目的を達成するために、両専攻は次のように組織を構成している。

現代商学専攻は、特定のテーマについて、関連する分野の知識・理論を習得し、その成果を学位論文にまとめることを目的としている。当該専攻では、多様なテーマの選択と幅広い視野の習得を可能とするた

め学部組織を基礎とした教育体制がとられており、博士前期課程と博士後期課程が設置されている。

博士前期課程は、学部教育の高度化による研究者養成の基礎教育だけでなく、広く知識基盤社会で活躍する人材を育成することを目的として、「経済学コース」「国際商学コース」「企業法学コース」「社会情報コース」の4コースを設けている。

博士後期課程は、流通、金融、経営及び会計という商学の領域を中核として、幅広い視野に裏打ちされた、より高度な研究能力を育成するために、「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネスの理論と制度教育研究分野」の4つの研究分野を設けている。

アントレプレナーシップ専攻は、企業経営等における高度のマネジメント能力等を養成することを目的とする高度専門職業人養成型大学院（専門職学位課程）である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究目的に関わる施設は、言語センター、国際交流センター、ビジネス創造センター、教育開発センター及びグローバル戦略推進センターの5つのセンターである。

言語センターは、言語及び言語文化に関する教育研究を行うことを目的に設置され、外国語教育の研究と実践を行うため、個別言語部門（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語、日本語）、応用言語部門、比較言語文化部門が置かれており、組織的に言語研究を推進するとともに、外国語教育（授業）の計画及び実施に関する役割を担っている。

学生国際交流及び短期留学プログラムの実施など国際交流における助成については国際交流センター、官民と協同した地域志向科目「地域学」のコーディネートを行うなど産学官連携による教育環境の創出に資する取組についてはビジネス創造センター、教育方法の研究・開発、教材研究・開発、授業評価法の開発等については教育開発センターが、それぞれ担当している。なお、これらの3センターは平成27年度をもって独自の活動を終え、平成28年度からは全学的な教育・研究の支援、産学連携・地域連携活動、国際交流とグローバル教育の推進を統合的に強化することを目的として、平成27年度に設置されたグローバル戦略推進センターに統合されることになっている。

これらのことから、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会、教育研究評議会が設置されている。

教授会には、学部教授会、現代商学専攻教授会、アントレプレナーシップ専攻教授会、学部・大学院合同教授会の4つがあり、それぞれの教育組織において、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、専任教員の採用人事に関する教育研究業績の審査、教育研究組織の再編に関する事項に

ついて審議している。

教育研究評議会は、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項等について適切に審議している。

平成26年度には、学部教授会は15回、現代商学専攻教授会は12回、アントレプレナーシップ専攻教授会は26回、学部・大学院合同教授会は16回、教育研究評議会は15回、開催している。

学部、現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻、それぞれに学士課程及び大学院課程の各専攻の教育課程や教育方法等を検討するため教務委員会を設置している。

学部教務委員会は教育担当副学長及び各学科等教員6人により、現代商学専攻教務委員会は専攻長及び各コース教員等により、アントレプレナーシップ専攻教務委員会は構成員のうちから専攻会議において選出された3人により、それぞれ構成している。

平成26年度には、学部教務委員会は20回、現代商学専攻教務委員会は13回、アントレプレナーシップ専攻教務委員会は17回、開催している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

商学を応用的・実践的総合社会科学として捉えるという方針のもとに、教員は、学部においては経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系及び言語センター等の教員組織に属しており、大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻は、専任教員からなる独自の教員組織を有している。なお、大学院商学研究科現代商学専攻については、商学部及び言語センター並びにアントレプレナーシップ専攻の教員が研究指導又は授業を担当している。

教育研究に係る責任の所在について、商学部には商学部長、大学院商学研究科には商学研究科長を置くとともに、大学院商学研究科の下には現代商学専攻長及びアントレプレナーシップ専攻長を置いている。その上で、各教員組織にはそれぞれ、学科長、一般教育系学科主任、センター長を配置している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 商学部：専任 65 人（うち教授 31 人）、非常勤 8 人
- このほかに、教養教育等を担当する教員組織として、
- ・ 一般教育系：専任 16 人（うち教授 10 人）、非常勤 15 人
- ・ 言語センター：専任 16 人（うち教授 11 人）、非常勤 33 人

が配置されている。

また、教育上主要と認める授業科目である共通科目（基礎科目及び外国語科目）並びに学科科目の基幹科目は、原則として専任の教授又は准教授が担当しており、平成 27 年度の配置率は 85.4%になっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

博士前期・後期課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 商学研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

- ・ 商学研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 商学研究科：14 人（うち教授 11 人、実務家教員 5 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢等の構成は、平成27年5月1日現在で、28～35歳が10人(8.0%)、36～45歳が42人(33.6%)、46～55歳が43人(34.4%)、56～65歳が30人(24.0%)となっており、36～55歳までは合わせて68.0%の比率であり、外国人教員比率は10.4%、女性教員の比率は14.4%である。

また、多様な人材確保のために国際公募を含む公募制を原則としており、平成22～26年度に実施した41件の公募のうち4件(約10%)について国際公募を行っている。

教育能力の向上を図る目的から、平成26年度からサバティカル制度を導入し、平成26年度には6人が、平成27年度には5人が、この制度を利用して6か月以上1年以内の研修を行っている。

平成14年度から任期制を教育開発センターやビジネス創造センターにおいて導入し、平成27年5月までに、准教授3人、助教3人を採用している。また、定年退職した教員を再雇用する制度として平成16年度に特任教員制度を導入し、平成27年度は5人を雇用している。

男女共同参画への取組については、平成25年度に男女共同参画基本方針を定め、平成26年度に男女共同参画推進委員会を設置している。また、出産・育児等と教育研究の両立を可能とし、教職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための育児休業等取得者の代替措置に係る申合せを策定しており、平成25年度及び平成26年度においては5人の職員が育児休業を取得している。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任については、教員選考基準及び同基準細則において教授、准教授等の資格を定め、研究上の業績のほかに「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」を有していることを求めている。

学士課程においては、模擬講義を課すことによってその教育上の指導能力の評価を行っている。平成26年度では5件のうち4件について模擬講義を実施して能力を確認している。大学院における教育研究上の指導能力を評価するためには、資格審査委員会を開催し、資格審査を行っている。

教員の昇任の場合は、昇任教授会を設置して、その下に審査委員会を設置し、選考基準に基づいて研究業績や教育実績、社会貢献等の評価を行い、審査結果に基づいて昇任教授会及び教育研究評議会が審議し、最終的に学長が決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

研究者総覧システムやその他の教育研究情報や地域貢献等の情報を基礎として、学長が教員の継続的な評価を実施し、その結果を教員研究費の傾斜配分や昇給・手当等に反映している。しかしながら、評価の基となる情報収集については、研究者総覧システム等により体系的な活用が望まれる。

教員研究費の配分に際しては、定額分と傾斜配分額とに区別し、傾斜配分に関して教育、研究、地域連携活動、外部資金獲得等を評価項目として、年1回それらの活動実績を集計し、集計ポイントに応じて配分額を決定している。

また、教育・研究活動等の昇給・勤勉手当への反映については、昇給は年1回、勤勉手当への反映は年2回、人事担当係が当該年度の教育実績、研究業績、社会貢献、管理運営について、各学科等及び関係部署に照会を行い集約したものを、学長が評価し、昇給区分・成績率を決定している。

平成27年度からは年俸制を導入し、年俸制適用職員への業績評価を実施している。年俸制適用職員が提出する業績目標、教育研究等の活動内容及び自己評価に基づき、理事（副学長）が書面審査及び面談により評価し、その結果を勘案した上で学長が翌年度の業績年俸を改定することとしている。

これらのことから、研究者総覧システム等の活用が望まれるものの、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために事務分掌規程を定めて事務組織を整備し、教育支援を行っている。教育活動を支援する職員として、教務課22人、学生支援課16人、学術情報課19人（うち司書10人を含む。）及び企画戦略課10人を配置するとともに、言語センターに語学教育を支援する教務職員1人を配置している。

TAについては、ティーチング・アシスタント実施要項に基づいて、平成26年度は現代商学専攻の大学院学生延べ32人を採用し、学士課程の29科目において教育補助業務を実施した。

また、平成26年度に新たにSA（スチューデント・アシスタント）制度を開始し、スチューデント・アシスタント実施要項に基づいて、学部学生10人を採用し、教育補助業務の充実を図っている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の教育目的に沿って、学士課程及び大学院課程において求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

学士課程では以下のように求める学生像を定めている。

「小樽商科大学は、次のような人々を求めています。

- (1) 異なる文化・考え方を理解しようと努め、自己の能力を高める意欲を持ち、社会科学、人文科学、自然科学等を学ぶために必要な基本的知識を身に付けている人
- (2) 生涯を通じて学ぶことに意義を認め、新たな知識や世界に触れることに喜びを見出すことのできる人」

入学者選抜の基本方針は、個別の選抜区分に応じて入学志願者に求める能力と評価のポイントを提示している。

大学院課程においては、現代商学専攻（博士前期課程、博士後期課程）、アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）のそれぞれの特性を踏まえて、入学者受入方針として専攻ごとに求める学生像が定められているが、入学者選抜の基本方針は明文化されていない。

これらのことから、大学院課程において入学者選抜の基本方針は明文化されていないものの、入学者受入方針は定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

商学部昼間コースにおいては、一般入試のほか、推薦入試、専門高校・総合学科卒業生入試、私費外国人留学生入試等の選抜区分を設定し、それぞれに応じた選抜方法を採用し、大学入試センター試験及び個別学力検査では学力と同時に学ぶ意欲を判断し、小論文では論理的思考力、表現力、社会問題に対する関心の程度を評価している。夜間主コースでは、一般入試のほか、推薦入試、社会人入試の選抜方法を採用している。

商学研究科現代商学専攻については、一般入試のほかに、特別入試、外国人留学生特別入試、社会人特別入試等の選抜方法を採用している。博士前期課程の各選抜においては「当該分野における基礎的な知識」と「研究計画」を評価するための選抜方法を採用しており、前者は主として学力試験、成績証明書により、後者は面接、志望理由書、研究計画書により判断されている。また、学部で優秀な成績を修めた当該大学の学生については学力試験を免除する制度（特別入試）を設けているほか、学部の早期卒業制度と組み合わせた「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」を整備している。外国人留学生特別入試については、学力試験選抜（全コース）と特別選抜（経済学コースのみ）があり、

特別選抜では当該大学の短期留学プログラムを修了していることを条件としている。博士後期課程は、研究業績、研究計画書、面接等において、研究能力及び研究計画を評価するための選抜方法を採用しているほか、博士前期課程博士後期進学類を修了見込みの者で「研究方法論」の成績が優以上の学生については、学力試験を免除し、書面審査により可否を判定する「現代商学専攻博士後期課程（博士前期課程博士後期進学類修了予定者対象）進学者選考」制度を設けている。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）においては、問題意識と目的意識を明確に有しているかを判断するため、一般入試、社会人特別入試、組織推薦の選抜方法を採用している。組織推薦とは、所属組織（企業、官庁等）から明確な課題を与えられて推薦される社会人を対象とした選抜方法であり、面接試験、推薦書及び志望理由書により選抜を行っている。加えて、商学研究科現代商学専攻と同様に「学部・大学院5年一貫教育プログラム」を整備している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部の入学試験に関する事項は、入学試験委員会及び入学試験教科委員会が所掌している。

入学試験委員会は、教育担当副学長を委員長とし、各学科等から選出された教員6人及び入学試験教科委員会委員長の計8人で構成し、入学試験の実施要領、監督要領等の作成及び学部教授会に提案する可否案を審議している。

入学試験教科委員会は、教育担当副学長及び学力試験教科（国語、数学、英語、小論文）ごとに学長が指名した教員の計5人で構成し、学長が指名した教員の中から委員長を選出している。

各入学試験の当日は、実施本部、監督班、総務班、試験場班、面接班（面接がある場合）によって実施体制を構築し、入学試験を実施している。

大学院の入学試験に関する事項は、現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻のそれぞれで実施体制を整備している。

現代商学専攻の入学試験に関する事項は、現代商学専攻入学試験委員会が所掌しており、専攻長のほか、各コース会議から選出された教員5人（うち国際商学コースから2人）及びアカデミック・トレーニング等担当教員会議から選出された教員1人の計7人で構成し、専攻長を除く委員の中から委員長を選出している。

アントレプレナーシップ専攻の入学試験に関する事項は、アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会が所掌しており、専攻教授会から選出された教員4人で構成し、互選により委員長を選出している。

各入学試験の当日の実施体制は、学部と同様に編成している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

商学部については、入学試験委員会の下に入学者選抜方法研究専門部会（教育担当副学長を部会長とし、副学長が指名した教職員若干名で構成）を置き、入試結果の分析・検証を行い、入学試験委員会に対し入学者選抜方法の改善について提言を行っている。

商学研究科現代商学専攻においては、現代商学専攻入学試験委員会において入試結果の分析・検証を行い、入学者選抜方法の改善を検討している。検証結果を踏まえ、幅広く人材を募るために多様な選抜方法を設定しており、平成23年度からは博士前期課程の博士後期進学類修了予定者を対象とした「現代商学専

攻博士後期課程（博士前期課程博士後期進学類修了予定者対象）進学者選考」制度を設けている。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻においては、アントレプレナーシップ専攻入学試験委員会において入試結果の分析・検証を行い、入学者選抜方法の改善を検討している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

・ 商学部：1.05 倍

〔博士前期課程〕

・ 商学研究科：1.18 倍

〔博士後期課程〕

・ 商学研究科：1.06 倍

〔専門職学位課程〕

・ 商学研究科：1.01 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学部における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のように明確に定められている。

「本学は、「ディプロマ・ポリシー」に掲げた人材を育成するために、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成します。

1. 教養教育と専門教育を有機的に連携させ、学科の枠組みを越えた学習及び基礎から応用への段階的学習を可能とするカリキュラムを編成することにより、深く、且つ幅広い知識を有する人材を育成します。加えて、副専攻プログラムを導入し、国際性・地域性を更に強化します。
2. 実学教育を推進するために、企業や地域・社会と連携して進める授業科目を配置し、実践やグループワーク・PBL（課題解決型学習）等を取り入れた自律的に学ぶ授業形態を積極的に導入します。
3. 本学伝統の語学教育を更に継承・発展させ、現代国際化社会に対応する多様な外国語科目を配置します。のみならず、専門教育においても、グローバル人材育成のための授業科目を配置します。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学部では、「学士（商学）」の学位を授与するにあたり、教育課程の編成・実施方針に基づき、次のような教育課程を編成している。

当該大学の教養教育は、実学教育の重要な構成要素として、学生に対して、幅広い知識の習得、異文化

への理解、人間と社会への理解とともに、日本語と外国語を用いたコミュニケーション・スキル、プレゼンテーション・スキル、情報リテラシー、論理的思考力を身に付けさせることを目指している。

授業科目としては、共通科目において実施されており、卒業所要単位（124 単位）に占めるその単位数は52 単位（42%）と、その比重は高い。

共通科目は基礎科目と外国語科目の科目群に分けられている。基礎科目は主に1・2年次に学習する科目群で、「人間と文化」「社会と人間」「自然と環境」「知（地）の基礎」「健康科学」の5つの系から構成されている。これらの科目系を学ぶことにより、学生は人文・社会・自然科学全般にわたる幅広い教養を習得する。また、外国語科目は、1・2年次の2年間、7言語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語）から2言語を選択して履修する2言語必修を課している。

学科学科は、専門4学科（経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科）の学問分野に関わる科目、専門共通科目、教職共通科目の3つの科目群に分けられている。専門4学科の学問分野に関わる科目は、さらに基幹科目、発展科目、研究指導・卒業論文に分けられている。専門共通科目は、共通科目で教養として学んだ分野をさらに専門的に学習するための科目群とされている。この科目群の中にも研究指導が開講されており、学生は所属学科にかかわらず、専門共通科目における研究指導の下、人文科学や自然科学系の卒業論文を書くこともできる。

また、教育職員免許状取得のための科目群として、自由科目のほか教職共通科目が各学科に共通して開設されている。ただし、教職共通科目は卒業所要単位に含めることができない。

教養教育を担う基礎科目と専門共通科目、専門教育を担う基幹科目と発展科目はともに4年間を通じて開講され、それぞれ教養教育及び各専門学科の科目についてカリキュラムマップによって体系的が示されている。これらの教育を通じて大学の目標とするT型人才（クロスファンクショナルな人材）を育成している。T型人才とは「特定の分野に関する深い知識・能力（Tの縦軸）」と「幅広い知識を使いこなす能力（Tの横軸）」を併せ持つ人材を意味する。各授業科目については、学生に体系的な履修を促すために履修モデルを提示している。

そのほか、平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」として採択された「北海道経済活性化モデルの創出と人材育成」事業の一環として、平成27年度から、地域に軸足を置いて世界で活躍するリーダーを育成するための新たな教育プログラムとして、専門4学科を主専攻としながら副専攻で学ぶグローバルマネジメント副専攻プログラムを導入し、地域キャリア教育科目群、グローバル教育プログラム科目群、言語文化教育科目群を置いている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため、教育課程の編成において様々な制度を設けている。

「所属学科の枠を超えて学びたい」というニーズに対しては、所属学科以外の他学科科目を自由に履修ができ、20 単位まで卒業所要単位に含めることができるとしている。

さらに高い学習意欲を持つ学生については、学部において3年以上在学した学生のうち、学部の卒業要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、4年未満の在学での早期卒業を認めている。

大学院との関係では、学部の早期卒業と大学院博士前期課程と専門職学位課程との連携を図る「学部・

大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」や「学部学生による大学院科目履修制度」を実施している。

他大学との単位互換も実施しており、北海道大学経済学部や北海道教育大学札幌校と単位互換協定を締結している。また、海外留学については、14か国19大学と学生交換協定を締結し、学生が交換留学先で修得した単位について単位認定を実施しており、単位数換算の目安は、講義科目では90分授業を15週で2単位、語学・実技科目は90分授業を15週で1単位としている。教務委員会で認められたものについては上限を60単位（ただし、北海道大学との単位互換及び入学前の既修得単位を含む。）として卒業所要単位として認定している。平成26年度は学生23人について、202科目510単位が認定されている。平成27年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）テーマⅣ（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）」への採択に伴う今後の取組としては、長期の学外学修を前提とした教育課程の大幅な見直しと、それに伴う学事暦の最適化や入学猶予制度の導入を図り、当該大学が目指すグローバル人材の育成のためのブリッジプログラム（「グローバルブリッジ教育プログラム」と「地域連携ブリッジ教育プログラム」）の産学官連携の下での構築を目指している。

社会からの要請との関連では、社会と連携し、政治や経済、社会の動向と学術研究を融合させる授業科目を設けている。代表的なものとしては、平成20年度から開講されている正課科目「地域連携キャリア開発（商大生が小樽の活性化について本気で考えるプロジェクト（通称：マジプロ）」が挙げられる。平成26年度は60人を超える学生たちがグループに分かれ、「しりべしの食プロモーション」「小樽美術館の振興」「市立病院デジタルサイネージの改良」等11のテーマについて、地元が抱える課題を探究し解決方法の提言を行った。そのほか、平成27年度にはビジネス創造センターがコーディネートする官民連携の地域志向科目として北海道地域の理解を深める「地域学」が新設され、教員に加え、官公庁及び民間企業等で地域経済に深く係わって来た有識者に地域の実情を幅広いテーマで講演してもらうオムニバス形式の講義を行い、190人が履修した。

インターンシップは、毎年度30社以上の受入企業を確保し、70人程度の学生が参加している。なお、今後の取組として、「循環型地域人材育成プラットフォーム【若者が育つ大地：北海道】」（平成26年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップの拡大」、平成27年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）（インターンシップ等を通じた教育強化）」採択）により、北海道の国公立5大学（当該大学のほか、札幌市立大学、旭川大学、北翔大学、千歳科学技術大）で連携し、北海道の地域特性を考慮した多様なインターンシップの拡大とそれらを効率的・効果的に実施するための体制整備等を目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

開講授業数における授業形態の比率は、講義41%、演習55%、実験・実習3%となっている。なお、外国語科目は演習として実施している。学則第1条で教育の目的を達成するための方法として、「課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践する。」ことを明らかにしているため、教員から学生に向けた一方向のみの講義だけでなく、多様な授業形態を取り入れた授業を展開している。

例えば、教員と学生あるいは学生同士の双方向の授業形態を取り入れるために、グループワークやディスカッションを取り入れた授業や、講義で習得した知識を定着させるために演習や実習を取り入れた授業

を行っている。

特に重視しているのはゼミナールで、1年次の学生を対象とした高大接続教育のための「基礎ゼミナール」と、専門教育を行うための「研究指導」があり、「基礎ゼミナール」は1ゼミナール当たり平均15人として全学科等の教員が担当し、「研究指導」は3年次から2年間継続して行われ、学生は研究成果を卒業論文として提出することが義務付けられている。ただし、夜間主コースの学生の場合には、研究指導と卒業論文は分けられている。

さらに、学生の主体的で能動的な学習を促すための教授法の展開として、平成24年度から「10年後のスタンダード」を目指し、“ALキャンパス・リノベーション”“ALの再定義と多様なAL展開”“実学実践を実現する専門教育”“先進的外国語教育手法の開発”“地域資源を活用した教育改善”の5つを柱とし、タブレット型端末や電子黒板、ディスカッションテーブルを活用して、コミュニケーション支援アプリの利用や、席替えによるグループシャッフル等の様々なコミュニケーション形態でグループワークとは区別されるコミュニティーワークを基軸とし、200人程度の大規模クラスにおける効率性・持続性・議論の多様性の向上を目指した「コミュニケーション・ラーニング」という名称のアクティブ・ラーニング授業を開始している。また、語学教育においても、国際化するビジネスを念頭に、単に外国語を話せるだけではなく、海外のビジネス現場で業務を行うことができる実践的な語学力を身に付けさせることを目的として、セルフ・アクセスによる学習(e-learning)とface-to-faceによる学習(対話型授業)を融合させた実践型Blendedラーニングを導入している。

これらのアクティブ・ラーニングの展開については、平成26年度には学長裁量経費において「先進的なアクティブラーニングおよびサービス・ラーニング教育手法の開発および実践支援事業」を学内公募し、19件の教育に係る事業を実施するなど、全学的な展開を実現している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含めて35週確保しており、各科目の授業は15週にわたる期間を単位として行っている。

平成25年度に行った学生生活に関する調査報告によると、学生の1日の時間外学習時間は、アクティブ・ラーニング授業に関わるものは1時間未満が54%、アクティブ・ラーニング以外の授業に関わるものは1時間未満が88%、ゼミナールに関わるものは1時間未満が62%となっており、アクティブ・ラーニング授業に関わるものでは学生の1日の時間外学習時間がそれ以外の授業に比較して多くなる傾向を示しているが、更なる学習時間の増加・確保が望まれる。

学生の主体的な学習を促し、必要な学習時間を確保するための工夫として、履修登録上制限(CAP制)や、e-learningシステム、GPA(Grade Point Average)制度といった取組を実施している。

CAP制については、1年間の履修単位数を原則40単位としており、ガイダンスや履修の手引き等により学生に周知を図っている。その中で単位の計算方法を説明する際には、1単位当たりの授業時間数と学生が自主的に行う学習時間について明示しており、学生の自主的な学習を促している。

また、単位の实質化・授業時間外学習を支援するためにe-learningシステムを開発し、学部の教育に導入している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、各授業科目において、科目名、単位数、配当年次、開講学期（通年・前後期の区分）、開講曜限、担当教員名、研究室番号、オフィスアワーに加えて、「授業の目的・方法」「達成目標」「授業内容」「使用教材」「成績評価の方法」「成績評価の基準」「履修上の注意事項」を学習上必要な情報として記載している。シラバスの記載状況については教務課において点検しており、明らかな内容相違がある場合は教員に対して指摘を行っている。オムニバス形式の授業や、言語センターが担当するクラスが複数ある一部科目では、学修内容・レベルを調整するため、シラバスの内容を担当教員が相互にチェックしている。

また、準備学習についても、各教員の判断により「履修上の注意事項」への記載や、オリエンテーション等で、学生に説明を行っている。

なお、平成27年度からはシラバスの電子化を実施している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該大学では、入学後の成績調査を実施しているほか、統計等で使用する数学を教えることを目的として、共通科目「基礎科目（知（地）の基礎）」における「基礎数学」の開講や、英語授業での習熟度別クラスの開講等により、学生のレベルに合わせた配慮が組織的に行われている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースの時間割は、社会人学生の勤務時間を考慮して平日の17時45分から19時15分（6講目）、19時25分から20時55分（7講目）となっている。さらに授業開講科目数の不足を補うため、夜間主コース夏学期として、夏季休業期間を利用した集中講義（8単位程度）を夜間に開講している。

また、社会人学生に配慮した長期履修制度を実施するとともに、昼間に時間的余裕がある学生は、卒業所要単位124単位のうち60単位を上限に昼間コースの単位を修得することができるようにしている。平成26年度では夜間主コースの全学生が修得した単位のうち28.0%が昼間コース単位の修得であった。

学習指導に関しては、1・2年次生を対象に履修指導教員を配置しているほか、履修の手引きに各教員のオフィスアワーを記載し、学習相談に応じている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程では、大学における教育の目的を明示した上で、3項目からなる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように明文化している。

「本学は、豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成を教育の目的と定めます。この目的のもと、本学は、設置された学科における所定の単位を修得し、以下の能力を身につけた者に対して、学位を授与します。

1. 社会科学, 人文科学, 自然科学等の幅広い学問分野の知識を修得することで、広い視野及び豊かな教養と倫理観にもとづいて行動できる。
2. 経済学, 商学, 法学, 情報科学等の学問分野において深い専門知識を有し、それらを組み合わせて実践的に活用することにより、実社会の様々な問題を自発的に解決できる。
3. グローバル時代に対応する実践的な語学能力を身につけ、世界の様々な文化を学ぶことにより、異なる文化を持つ人々と協調し十分な意思疎通ができる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

履修方法等に関する規則第 12 条で基準を定め、すべての教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うことが義務付けられている。具体的には、授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終試験の組み合わせ等により成績評価を行っている。そのほか成績評価に関しては、シラバスに「評価の基準」という項目を新設し、各教員が合格となる 4 段階について学習到達度を明示している。

成績評価は「秀 (A)、優 (B)、良 (C)、可 (D)、不可 (F)」の評語により 5 段階で判定し、評価の基準は、秀 (A) : 90 点以上、優 (B) : 80 点以上 89 点以下、良 (C) : 70 点以上 79 点以下、可 (D) : 60 点以上 69 点以下を合格とし、不可 (F) : 59 点以下を不合格とすると定め、履修の手引きやシラバスに掲載して学生に周知を図っている。

なお、シラバスは学務情報システム (キャンパススクエア) のシラバスシステムで公開されており、すべての学生が検索できるようになっている。

平成 18 年度から GPA 制度を導入し、学生が自らの履修管理に責任を持ち、履修登録した科目を自主的、意欲的に学習することを目指している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

すべての教員が、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を 1 年間保管することとしている。

成績に関して異議申立てがある場合は、学生は直接、教員に成績評価に関する質問、異議申立てなどをし、教員は、定期試験答案やレポートを開示して対応する仕組みを採用している。ここで解決できなかった場合には、学生何でも相談室あるいは教育担当副学長に申立てが行われ、教育担当副学長が教員・学生から事情を聴取し解決を図っている。しかしながら、成績評価への異議申立ては、制度として明確化されていないことから、今後の改善が望まれる。

成績評価の客観性・厳格性を担保するために成績分布の追跡調査を行っている。平成 26 年度までの過去 5 年間の成績分布では、秀・優の割合が 40% 程度、単位認定されないものの割合が 20% 未満となっている。

これらのことから、成績評価に対する異議申立ての制度としての明確化の課題はあるものの、成績評価

等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、共通科目(外国語科目を含む。)と学科科目の卒業認定基準並びに共通科目と学科科目の区分ごとの卒業所要単位(計124単位)が学則第40条に定められている。

卒業認定基準と卒業所要単位については、ウェブサイトに掲載されているとともに、『OUCガイドブック』、シラバス、履修の手引きにも記載されている。

卒業の認定は、学則に則って、学部教授会の議を経て学長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程(専門職学位課程を含む。)>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院商学研究科現代商学専攻では、学位授与方針から導出される学習成果を達成するため、教育課程の編成・実施方針を以下のように明文化している。

「大学院現代商学専攻博士(前期・後期)課程は、ディプロマ・ポリシーで掲げた教育目的を達成するため、以下のとおりカリキュラムを編成します。

【博士前期課程】

博士前期課程では、幅広い知識・理論を修得させるとともに、多様で豊富な内容をもつに至った現代の商学分野全般を見据えて、「経済学コース」、「国際商学コース」、「企業法学コース」、「社会情報コース」の4コースを設け、教育研究の多元化を図ります。

そのうえで、修士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。

また、商学分野で専門的な研究者になることを目指す学生のために「博士後期進学類」を、専門的知識を身につけたうえで修了し、知識基盤社会の様々な分野で働くことを目指す学生のために「総合研究専修類」を設置し、それぞれの目的に沿ったカリキュラムを編成します。

【博士後期課程】

博士後期課程では、「現代商学」、「組織マネジメント」、「企業情報戦略」、「現代ビジネスの理論と制度」という4つの教育研究分野を設け、バランスのとれた教育を行うとともに、博士論文の完成に向けて、段階的・組織的な指導を行うためのカリキュラムを編成します。」

大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻では、学位授与方針から導出される学習成果を達成するため、教育課程の編成・実施方針を以下のように明文化している。

「本専攻では、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターに必要とされる経営管理に関わる知識・スキルを積み上げ式に習得できるカリキュラムを以下のように設計します。

また、いずれの科目においても、具体的な事例(ケース)を取り入れている他、経営学の諸分野における分析枠組や手法を現場で活用できるようにトレーニングや実践性を重視した体系的なプログラムを提供します。

(1) 基本科目(ベーシック)

世界に通用するMBAとして不可欠な経営管理に関する基礎的知識を身につけるために、必修科目として提供します。

(2)基礎科目 (コア)

経営管理全般についての理解と応用力をさらに高め、MBA として期待される能力を発揮するために不可欠な知識やスキルを習得できるよう提供します。

(3)発展科目 (エレクトティブ)

より専門的かつ体系的な知識とスキルを習得するために履修できる授業科目であり、受講者の目的に沿って体系的に選択することができるよう提供します。

(4)実践科目

実践的な能力を高めるために、それまでに学んだ知識やスキルを統合的にトレーニングする必修科目として提供します。

(5)ビジネスワークショップ

複数の教員の助言・指導の下で、ビジネス・リーダーおよびビジネス・イノベーターとなるべく、リサーチ・ペーパーを作成し、プレゼンテーションを行う、MBA 課程の総仕上げの必修科目として提供します。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

現代商学専攻博士前期課程では「修士 (商学)」、現代商学専攻博士後期課程では「博士 (商学)」を授与するに当たり、教育課程の編成・実施方針に基づき、研究者の養成も含めた、知識基盤社会を支える多様な人材の育成という目的に適合する教育課程を編成している。

現代商学専攻博士前期課程には、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースの4コースを置き、それぞれのコースに、前期課程で修了して、高度な専門的知識を身に付けた上で社会の様々な分野において活躍することを目指す学生のための総合研究専修類を設けるとともに、国際商学コースには、大学や研究機関等において商学の分野で専門的な研究者となることを目的として博士後期課程への進学を目指す学生のための博士後期課程進学類を設け、それぞれの進路及びニーズに合わせた学習・履修方法を設定している。そのほか、テーマ研究における基本的な素養を涵養するための科目群として「アカデミック・トレーニング科目 (AT)」を設け、研究倫理についての指導を含め、「研究方法論」「研究指導Ⅰ～Ⅲ」と合わせてテーマ研究指導を構成している。

現代商学専攻博士後期課程は、流通、金融、経営及び会計という商学の領域を中核としつつ、ビジネス環境や諸制度に関する理解と研究を深める科目群、情報技術特論や計画数理特論等の最新のビジネス・ツールに関する科目群を配置し、高度の研究能力の育成を目的としてビジネスの複合制、多様性を理解させるとともに、理論、制度、環境及びツール等のバランスのとれた理解を前提に、テーマ研究を可能にする教育課程を編成している。「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネスの理論と制度教育研究分野」「演習」の科目区分が設けられ、4研究分野には、それぞれに授業科目 (1～2年次配当) が配置され、1年次から2年次後期の間に複数の研究分野から10単位以上を修得することが求められている。「演習」(1～3年次配当) は、博士論文指導のための科目群であり、研究倫理を含めた研究方法の総合的な研究指導を含む「博士論文執筆計画」「博士論文指導Ⅰ～Ⅲ」の授業科目により構成される必修科目であるとともに、学生はこれらを段階的に習得しなければならないとされている。

アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程では「経営管理修士 (専門職)」を授与するに当たり、教育課程の編成・実施方針に基づき、ビジネス・イノベーター、ビジネス・リーダーを育成するために、「基

本科目「基礎科目」「発展科目」「実践科目」及び「ビジネスワークショップ」の積上げ方式に教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

現代商学専攻には、学部から進学する学生だけでなく、社会人や留学生も入学しており、学生の多様なニーズに応えるため、博士前期課程では、博士後期課程に進学を希望する学生と、博士前期課程で修了し社会の様々な分野で活躍することを希望する学生のために、博士後期進学類と総合研究専修類を設置している。また、総合研究専修類では、社会人の受入を行っていることから、修士論文に代えて「特定の課題についての研究成果の課題（課題研究）」の提出を認めている。現代商学専攻で開講していない授業科目の多様な選択を可能にするために、アントレプレナーシップ専攻の授業科目も一部について履修を認めているほか、北海道大学大学院法学研究科、同経済学研究科との間で単位互換を行っている。さらに、入学前に他の大学院で修得した単位を10単位まで読み替えることができる認定制度を設けている。

学生の学習ニーズへの配慮としては、1年以上の在学での修了を可能とする早期修了制度、転勤等により通学が困難となった社会人学生への便宜を図る転入学制度を設けている。転入学制度は、12国立大学法人（小樽商科大学、福島大学、埼玉大学、横浜国立大学、富山大学、信州大学、滋賀大学、和歌山大学、山口大学、香川大学、長崎大学、大分大学）の大学院研究科間の協定によって、社会人学生を相互に受け入れ、検定料、入学料を免除するものである。

学術の発展動向への配慮については、最新の研究成果や学術の発展動向を反映した論文や書籍の購読と議論を中心にした授業を行っている。

また、社会からの要請に対応するものとして、北海道医療大学、千歳科学技術大学、札幌医科大学、室蘭工業大学との連携に参加し、北海道の地域医療の新展開を目指し、各大学の大学院教育の特徴を融合した形の新しい教育体制の下に、医学教育に関する基礎知識を有する技術者・経営者、情報・工学及び経営に精通した医療者、また地域ニーズに対応できる高度医療人を養成することを目的として、博士前期課程に「異分野大学院連携教育プログラム」を設けている。

アントレプレナーシップ専攻は、経営管理に関する最新の知識に基づき、革新的なビジネスプラン（事業計画書）を作成する能力や、企業内の問題を発見し有効な解決策を立案できる能力を高めるという教育目的を果たすために、各授業科目は具体的な企業事例を取り入れた実践性を重視した内容になっている。学生の多様なニーズや社会からの要請等への対応の一つとして、教育開発センター専門職大学院教育開発部門と協力して学生、修了者、企業等に対するアンケートを実施するとともに、アンケートの結果から得られた要請等について、教育課程の妥当性や変更の必要性を検討し、その結果、平成28年度に新教育課程を導入することとしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

開講授業数における授業形態の比率は、現代商学専攻博士前期課程では講義 86%、演習 14%、実験・

実習0%、現代商学専攻博士後期課程では講義56%、演習44%、実験・実習0%となっており、授業は、講義、演習を中心としている。収容定員が博士前期課程20人、博士後期課程9人と小規模の大学院であるため、各授業科目の履修者も多い科目で4～5人であり、授業形態上は、学生と教員との議論で展開されるゼミナール形式で行われているものが多い。

なお、アントレプレナーシップ専攻における開講授業数における授業形態の比率は講義100%となっているが、グループワークやフィールドワークが取り入れられている授業のほか、ディスカッションを行う科目やディベートを取り入れた科目等が開講されている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業は、1年間の授業を行う期間を、定期試験等の期間を含めて35週確保しており、また、各科目の授業は15週にわたる期間を単位として行っている。

現代商学専攻は、教員による講義だけでなく学生の主体的な学習に基づく発表と討論を取り入れた授業を多く行っており、十分な授業時間外の学習を必要としている。この授業時間外の学習を支援し、単位の实質化に配慮するため、シラバスにアサインメントや成績評価基準を明記している。

アントレプレナーシップ専攻は、科目はすべて「授業科目」として設定されており、事例研究やディスカッションを取り入れた授業を行うために、講義テーマを徹底的に検討できる集中連続授業（モジュール方式）を採用している。集中連続授業では、シラバスにおいてモジュールごとに事前課題、事後課題（宿題）を指示することで授業時間外の学習の確保に努めており、この授業時間外学習を支援するためのe-learningシステムを開発し活用している。さらに、1年間の履修単位数を30単位とするCAP制を実施することで、科目履修の負担が過重にならないように配慮している。

学期終了時に実施している授業評価アンケートにおいて、教室外学習に関するシラバスの記述内容及びe-learningシステムによる指示内容の適切さを調査している。平成22～26年度までの前期・後期を合わせた調査結果（全科目の平均）は、5点評価の4点台を推移している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

現代商学専攻のシラバスでは、各授業科目において、科目名、単位数、開講学期（通年・前後期の区分）、担当教員名、研究室番号、オフィスアワーに加えて、「授業の目的・方法」「授業内容」「使用教材」「成績評価の方法」「成績評価の基準」「履修上の注意事項」を学習上必要な情報として記載している。また、シラバスは毎年度更新されている。学生はこのシラバスを参考にして履修計画を立てている。

アントレプレナーシップ専攻のシラバスでは、一年間の授業日程のほか、各授業科目において、科目名、科目区分、単位数、担当教員名、研究室番号、研究室電話番号、電子メールアドレスに加えて、「授業の内容及び方法」「授業の目的」「使用教材」「成績評価の方法（成績評価の基準）」「履修上の注意事項」「事前準備」「復習」を学習上必要な情報として記載している。また、シラバスは毎年度更新されている。学生はこのシラバスを参考にして履修計画を立てている。

シラバスの記載状況については教務課において点検しており、明らかな内容相違がある場合は教員に対して指摘を行っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現代商学専攻は授業を昼間に開講するのが原則であるが、英語専修免許の取得が可能な博士前期課程の国際商学コースでは、英語専修免許を取得しようとする現職教員等の社会人学生に配慮して札幌市内に設けている札幌サテライトにおいて、夜間の授業を開講している。博士後期課程についても19時25分から20時55分（7限目）の科目を設けるなど、社会人学生のニーズに配慮している。

アントレプレナーシップ専攻は有職の社会人を対象としているため、土曜日以外の平日は札幌サテライトで夜間の授業を開講しており、授業時間は18時30分から21時40分までとなっている。

これらのことから、教育方法の特例の適用を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導、学位論文の指導体制は、商学研究科履修細則で定められ、研究指導教員については、専攻会議において決定されている。

現代商学専攻博士前期課程は、学生の多様なニーズに応えるために「博士後期進学類」と「総合研究専修類」を設置しており、後者では学位（修士）論文に代えて「特定の課題についての研究成果（課題研究）」の提出を認めている。また、最終的な学位論文の提出までに、学生に中間報告を課すことにより研究の進捗状況の管理を行っている。

現代商学専攻博士後期課程においては、より高度な研究能力の習得を目指すとしており、1年次後期から2年次前期に「博士論文執筆計画」、2年次後期に「博士論文指導Ⅰ」、3年次前期に「博士論文指導Ⅱ」、3年次後期に「博士論文指導Ⅲ」が段階的に構成され、複数の研究指導教員が指導を担当する体制となっている。また、最終的な学位論文の提出までに、学生に博士論文執筆計画審査（2年次前期）、中間報告（2年次後期）、博士論文事前審査（3年次前期）及び博士論文審査（3年次後期）を課すことにより研究の進捗状況の管理を行っている。

なお、中間報告、博士論文執筆計画審査、博士論文事前審査等には、研究指導教員以外の教員、大学院学生も参加することになっている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

商学研究科では、現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻のそれぞれにおいて、学位授与方針を以下のように明文化している。

「大学院現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、専攻分野における研究者としての自立した研究活動、またはその他の高度に専門的な業務に従事することを想定し、そのいずれにも必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。そして、この目的に適合する組織的、体系的な教育課程を編成し、その下で特定のテーマについての研究を指導します。

現代商学専攻博士課程は、それぞれ以下の能力を身につけ、要件を満たした者に学位を授与します。

【博士前期課程】

特定のテーマについて研究を行い、研究者の基礎となる専門的知識・能力、及び知識基盤社会の様々な分野で活躍するうえに必要な幅広い知識・理論、これらを修得していることが求められます。

これらの知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、30 単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「修士（商学）」の学位を授与します。

【博士後期課程】

特定のテーマについて学術性の高い研究を行い、理論、制度及びツール等に関するバランスのとれた知識を修得し、ビジネスの複合性・多様性についての理解に立ったより高度な研究能力を身につけていることが求められます。

この知識と能力の養成のために編成されたカリキュラムに沿って、20 単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、「博士（商学）」の学位を授与します。」

「(略) 小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻は、2004（平成 16）年、その伝統を受け継ぎ設置されました。経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成を目的としています。本専攻名に冠する「アントレプレナーシップ」とは起業はもとより、既存組織における新規事業開発や企業・非営利組織の改革など、広く「革新」を実行しようする意識と能力ととらえています。

本専攻では、経営管理に関する最新の知識に基づき、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの果たすべき役割を理解し、企業・非営利組織の問題を発見し解決策を立案する能力を身につけた者に対して、MBA (Master of Business Administration) 「経営管理修士（専門職）」の学位を授与します。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-2 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

現代商学専攻では、すべての教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を事前に明示し、それによって成績評価を行っている。

アントレプレナーシップ専攻では、出席、授業への参加度、課題・宿題の評価、試験又はプレゼンテーション（最終課題）の4項目からなる統一的な成績評価を行っているが、出席を全体の10%で評価すること以外は各科目の実情に合わせて運用することとしている。各科目の成績評価方法はシラバス上で科目ごとに明記している。各教員は担当科目のシラバスに掲載している成績の評価方法と評価基準に基づいて評価している。

成績評価は、現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻ともに「秀、優、良、可、不可」の評語により5段階で判定し、評価の基準は、秀：90点以上、優：80点以上89点以下、良：70点以上79点以下、可：60点以上69点以下を合格とし、不可：59点以下を不合格とすることを大学院商学研究科履修細則で定め、シラバスに掲載して学生に周知を図っている。

また、大学院課程においても、学修の到達度をより明確に示し、学生が自らの履修管理に責任を持ち、

履修登録した科目を自主的、意欲的に学習することを目的として、5段階の成績評価を基にしたGPA制度を導入している。なお、当該大学では、両専攻において、授業料免除及び学生表彰の際の評価基準としてGPA制度を活用している。さらに、アントレプレナーシップ専攻では、2年次への進級要件及び2年次後期に開講される「ビジネスワークショップ」の履修要件にGPA2.0以上を課している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

すべての教員が、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を1年間、保管することとしている。

現代商学専攻では、成績に関して異議申立てがある場合は、学生は直接、教員に成績評価に関する質問、異議申立てなどをし、教員は、定期試験答案やレポートを開示して対応する仕組みを採用している。ここで解決できなかった場合には、学生何でも相談室あるいは専攻長に申立てが行われ、専攻長が教員・学生から事情を聴取し解決を図っている。しかしながら、成績評価への異議申立ては、制度として明確化されていないことから、今後の改善が望まれる。なお、博士前期課程及び博士後期課程のいずれも、論文の評価について、審査会と中間報告会は公開で行われており、審査結果と最終試験が不合格となった学生に対してはその理由を説明しなければならないとしている。

アントレプレナーシップ専攻においては、成績評価に関する学生からの異議申立てについては、不服申立てとして、アントレプレナーシップ専攻教務委員会委員長宛に提出させ、教務委員会が中心となって適切に対処することとしている。なお、成績評価に対する異議申立て先はシラバスの成績評価の方法の項に記載され、学生への周知が図られている。

成績評価の客観性・厳格性について、平成26年度までの過去5年間の成績分布を分析している。現代商学専攻博士前期課程及び博士後期課程ではそれぞれ秀・優の割合が5年間平均で80%を超え、アントレプレナーシップ専攻においては、秀・優の割合が5年間平均で80%近い。

これらのことから、現代商学専攻において成績評価に対する異議申立ての制度としての明確化の課題はあるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

現代商学専攻博士前期課程では、学位授与方針に従って、アカデミック・トレーニング科目、基礎科目、発展科目及び研究指導の修了認定基準と修了所要単位が、博士後期課程では科目履修と博士論文指導の修了認定基準と修了所要単位が策定され、大学院学則第27条と第28条に定められている。修了認定基準と修了所要単位は、ウェブサイトに掲載されるとともに、シラバスに記載され、学生に周知が図られている。修了の認定は、大学院学則に則って、専攻教授会において修了に必要な単位数や学位論文の審査結果を確認の上、決定している。

学位論文に係る評価基準は、修士論文及び博士論文それぞれについて審査基準が設けられている。修士論文では、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報コースのそれぞれが修士論文及び課題研究の審査基準を設定し、これらの基準により審査を行うことで論文の質を保証している。博士論文においても、執筆計画書審査基準、事前審査基準、博士論文及び最終試験審査基準をそれぞれ定め、これ

らの基準により審査を行うことで論文の質を保証している。

アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、科目区分ごとの修了認定基準と修了所要単位が策定され、学則に定められている。修了認定基準と修了所要単位は、ウェブサイトに掲載されるとともに、シラバスに掲載され、学生に周知が図られている。修了の認定は、大学院学則に則って、これに基づいて専攻教授会において修了に必要な単位数を確認の上、決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部の卒業要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者を対象に早期卒業制度を設け、学部の早期卒業と大学院博士前期課程と専門職学位課程との連携による「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）5年一貫教育プログラム」や「学部学生による大学院科目履修制度」を実施している。
- 学生が海外の交流協定校で修得した単位についての単位認定制度が、活発かつ実質的に運用されている。
- 正課科目として「地域連携キャリア開発（商大生が小樽の活性化について本気で考えるプロジェクト（通称：マジプロ）」や北海道地域の理解を深める「地域学」等を開設し、地域課題に取り組む教育活動を積極的に展開している。
- 学生の主体的で能動的な学習を積極的に促すことを目的として“ALキャンパス・リノベーション”“ALの再定義と多用なAL展開”“実学実践を実現する専門教育”“先進的外国語教育手法の開発”“地域資源を活用した教育改善”の5つを柱とし、大規模クラスにおける効率性・持続性・議論の多様性の向上を目指した「コミュニケーション・ラーニング」という名称のアクティブ・ラーニング授業を開始している。また、語学教育においても、単に外国語を話せるだけでなく、海外のビジネス現場で業務を行うことができる実践的な語学力を身に付けさせることを目的として、セルフ・アクセスによる学習(e-learning)とface-to-faceによる学習(対話型授業)を融合させた実践型Blendedラーニングを導入している。
- 平成26年度には学長裁量経費において「先進的なアクティブラーニングおよびサービス・ラーニング教育手法の開発および実践支援事業」を公募し、19件の教育に係る事業を実施するなど、アクティブ・ラーニングの全学的な展開を目指している。
- 現代商学研究科博士前期課程に、地域医療を軸にした広範な専門分野からなる「異分野大学院連携教育プログラム」を設けている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成25年度文部科学省大学COC事業として「北海道経済活性化モデルの創出と人材育成」が採択され、事業の一環として、平成27年度から専門4学科を主専攻としながら副専攻で学ぶグローバルマネジメント副専攻プログラムを導入しており、今後の成果が期待される。
- 平成27年度文部科学省AP（テーマⅣ（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）））に採択され、今後の取組としては、長期の学外学修を前提とした教育課程の大幅な見直しと、それに伴う学事暦の

最適化や入学猶予制度の導入を図り、当該大学が目指すグローバル人材の育成のためのブリッジプログラム（「グローバルブリッジ教育プログラム」と「地域連携ブリッジ教育プログラム」）の産学官連携の下での構築が期待される。

- 平成 26 年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップの拡大」及び平成 27 年度文部科学省AP（インターンシップ等を通じた教育強化）として「循環型地域人材育成プラットフォーム【若者が育つ大地：北海道】」が採択され、北海道の国公立5大学で連携し、北海道の地域特性を考慮した多様なインターンシップの拡大とそれらを効率的・効果的に実施するための体制整備等が期待される。

【改善を要する点】

- 学士課程及び大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、成績評価に対する異議申立てが制度として明確化されていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

商学部の単位修得率は、平成22～26年度までの5年間の平均は、昼間コースでは82.4%、夜間主コースでは79.5%となっており、成績において秀・優が占める割合は、5年間の平均が昼間コースでは40.6%、夜間主コースでは36.8%となっている。また、留年・卒業の状況についても、平成22～26年度までの5年間の留年率の平均は7.7%と低く、標準修業年限内の卒業率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業率の5年間の平均は、それぞれ80.5%及び91.1%となっている。

商学研究科現代商学専攻博士前期課程の単位修得率は、平成22～26年度までの5年間の平均が97.5%となっており、成績における秀・優の修得率は5年間の平均は86.6%となっている。また、修士論文・課題研究については、「研究指導Ⅲ」の成績として評価が行われ、「研究指導Ⅲ」の成績に占める秀・優の割合は、5年間の平均が68.9%となっている。留年・修了の状況については、90%近い学生が3年以内に修了している。

商学研究科現代商学専攻博士後期課程の単位修得率は、平成22～26年度までの5年間の平均が84%、成績における秀・優の修得率は5年間の平均が80.9%となっている。博士論文については、「博士論文指導Ⅲ」の成績として秀、優、良、可のいずれかの評価が行われるが、「博士論文指導Ⅲ」の成績は平成22～26年度まですべて秀・優となっている。留年・修了の状況については、平成22～26年度までの5年間で留年率の平均は18.4%となっており、標準修業年限内の修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率の5年間の平均は、それぞれ51.7%及び58.0%となっている。これは、入学定員が少ないことと社会人学生が多いことによる。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程の単位修得率は、平成22～26年度までの5年間の平均が97.7%、成績における秀・優の修得率では5年間の平均が77.8%となっている。留年・修了状況については、平成22～26年度までの5年間で留年率の平均は3.4%であり、約92%の学生が、3年以内に修了している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

商学部では、各授業科目において「授業改善のためのアンケート」を毎年度実施するとともに、平成25年度には学生生活実態調査において、全体的な意見聴取を行っている。平成25年度学生生活実態調査において、教育課程の満足度・消化度について調査を実施した結果、現行の教育課程にはほぼ満足している学生

は約 60%、現行の教育課程をほぼ消化できていると回答した者は約 75%であった。

商学研究科現代商学専攻では、各授業科目において「授業改善のためのアンケート」を実施している。平成 23 年度に実施した大学院FDアンケートの結果によると、学業の成果に関する「学習・研究活動」の領域では、5段階評価に対して平均値が 4.2 であった。「十分な研究指導」に対する評価は平均値 4.7、「シラバスに記載された通りの知識や技能の獲得」に対する評価は平均値が 4.3 であった。

商学研究科アントレプレナーシップ専攻では、教育開発センターが「学生による授業評価アンケート」を毎年度実施し、授業満足度の調査を行っている。平成 22～26 年度までの 5 年間の評価結果（5段階評価平均）では、授業満足度は 4.3～4.5 で推移している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

商学部においては、平成 22～26 年度までの 5 年間の平均で卒業生の約 85%が就職しており、就職率は 96%となっている。進路の点では、商学部専門 4 学科の特性を反映して金融・保険業への就職が 31%と最も多く、そのほか公務員 14%、卸・小売業 11%、情報通信業 9%等となっている。

商学研究科においては、現代商学専攻博士前期課程修了者の平成 22～26 年度までの 5 年間の就職率の平均は 73.6%であり、進路先も、金融、メーカー、流通、公務員等の分野にまたがっている。平成 19 年度に現代商学専攻博士後期課程が設置されてからは、これまで 11 人の博士後期課程への進学者を出している。

現代商学専攻博士後期課程の入学定員は 3 人であり、博士後期課程修了者の多くは、有職の社会人であることから就職を希望する学生は少なく、社会人でない学生は研究員として大学に残り研究を継続している。

アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程における修了後の進路については、平成 22～26 年度までの 5 年間の就職率の平均は 87%であり、進路先も、金融、メーカー、卸・小売業等の分野にまたがっている。当該専攻の修了者は平成 26 年度で 337 人であり、多くの修了生が北海道内において就業している。また、現代商学専攻博士後期課程へ 7 人の進学実績があり、博士後期課程入学者の特徴となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

教育開発センターにおいて、卒業（修了）生は当該大学での教育活動に対してどのような印象を持っているのか、卒業（修了）生を採用した企業は当該大学出身者に対してどのような評価を行い、どのような印象を持っているのか、について、卒業（修了）生と就職先の企業・組織を対象としたアンケートを平成 22 年度に実施している。当該アンケートにより、卒業（修了）生は就職先の企業・組織から高い評価を得ていることが示されており、その評価は、卒業（修了）生自身の自己評価よりも高い傾向にある。

また、そのほかの卒業（修了）生・企業等からの意見聴取については、教育開発センターのキャリア教育開発部門が中心となり、同窓会組織と連携して、大学生の社会人基礎力養成及び就業力育成のためのアンケートを毎年度実施し、同窓会組織が主体となって『社会人基礎力白書』を継続的に作成し、社会に公表している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は179,394㎡、校舎等の施設面積は35,788㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

大学は敷地をゾーンに分け、教育、研究、課外活動等のための空間を有効に活用している。

南側ゾーンには主要な活動空間として、事務棟や設備室、国際交流センター、キャリア支援センター、保健管理センターからなる管理共通ゾーン、大学会館からなる福利厚生ゾーン、附属図書館、講義室棟、教員研究棟（教員研究室140室）、言語センター、ビジネス創造センター、教育開発センター、情報処理センター、学生何でも相談室からなる教育研究ゾーンから構成されている。教育研究ゾーンには、講義室等のほかに、ゼミナール教育の充実のため、すべてのゼミナールに専用のゼミナール室(89室)が配置されている。教育研究ゾーンの施設は、講義室棟を中心にすべて渡り廊下等でつながっており、冬期における建物間の移動が容易となっている。

北側ゾーンには居住ゾーンとして国際交流会館（収容人数44人）、学生寮（輝光寮・収容人数93人）、また運動施設ゾーンとして体育館、第二体育館、さらに課外活動施設としてサークル共用施設、合宿研修施設（逍遙荘）が配置されている。

また、大学院商学研究科（現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻）における授業及び産学官連携事業のため、札幌市内に札幌サテライトを設置している。

構内のバリアフリー化も身障者対応を中心に行われている。平成25年度には、バリアフリー等を専門で取り扱うNPO法人による大学施設におけるバリアフリー対策の方向性について委託調査を行い、障害者対策のみならず、幅広い年代層が快適に過ごせるユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、段差の解消のほか、配色の工夫による配慮も取り入れた新しいバリアフリー対策の取組も行われているが、5号館等一部の建物については、バリアフリー化への更なる対応が必要な状況が見受けられる。このため、当該大学では予算確保に向けた取組を進めているが、具体化には至っていない。

また、ハザードマップに基づき定期的に学内巡視を実施し、廊下や屋外等の避難経路の安全確保や事故の防止を図っている。さらに、事故及び事件等の防止を目的として、野球グラウンドに新たに防犯カメラを設置している。

校舎等の耐震化は、平成25年度に定めたキャンパスマスタープランに基づいて進められている。耐震性の低い建物（Is値0.7未満）について、平成27年度までに補強・改修が終了している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、

また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学長をCIO（統括情報責任者）とし、情報処理センター副センター長並びに情報処理係長をCIO補佐として、ICT環境全体を運営し、具体的な検討は情報処理センター運営委員会において行われている。

学内共同利用施設である情報処理センターは、学内における研究、教育に資するICT環境を提供している。当該センターは、授業を行うだけでなく、学生に開放されており、文献検索、レポート・卒業論文作成などのために利用されている。センター内の設備は平成23年2月に更新されており、4つの実習室には合計218台のパソコンが用意されている。利用可能時間は、平日は第1実習室と第4実習室が9時から21時、第2実習室が9時から22時30分まで、第3実習室が8時から22時30分まで、土曜日は第3実習室のみ9時から17時まで、となっている。情報処理センターの利用状況は、平成22～26年度までの5年間の平均で20,295時間利用されている。

ネットワーク環境は、情報コンセントが研究室系424、ゼミナール室・教室系449、無線LANのアクセスポイントが137か所となっている。附属図書館その他学内のほぼ全域から、情報処理センターのサーバーマシンを利用することができるとともに、すべてのゼミナール室（平成27年5月現在89室）に大学のネットワークに接続しているパソコンが設置されている。

当該大学では、アクティブ・ラーニング授業を展開するため、平成24年度からALサポートセンターの設置やAL教室の改修を行ったほか、タブレット型端末や電子黒板の活用を推進し、併せて「コミュニケーション・ラーニング」の可視化と学修管理ポートフォリオの展開を図っている。また、言語センター、教育開発センター等でもICTを利用して、先端的な教育が行われている。例えば、語学教育において、3つの新たな語学教育ツール①デジタルタスク、②双方向通信、③異文化ビジネス教育を構築して組み合わせた実践型Blendedラーニングを導入している。具体的には、デジタルタスクでは授業で使用する動画を撮影するためのレコーディングスタジオの整備と活用、双方向通信では海外との通信が可能な国際交流スタジオの整備と活用が挙げられる。

情報システムのセキュリティ管理及びメンテナンスについては、情報セキュリティ規程に基づき、情報セキュリティ対策を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は平成26年2月に「滞在型の学生の主体的な学びの拠点」を目的として改修され、1階は従前通りの書庫ではあるが学生が自由に利用できるようになり、2階はラーニング・コモンズとしての利用を目的としたアクティブラーニング・エリア（座席数262席）となっており、「学習アトリエ」や「教育情報発信・地域連携スペース」、滞在型学習のため長時間の利用を可能とした「オープン学習スペース」、ゼミナールやサークル活動、勉強会等に利用できる「グループ学習室」、クラスライブラリアンによる「学習支援カウンター」で構成されている。3階は個人で集中して学習する従来型のスペースとして、個室仕様の閲覧席（座席数127席）としている。なお、滞在型学習を支援するため無線LANが全館で完備されている。

附属図書館の開館時間は、平日が8時45分から21時45分（休業期は17時まで）、土曜日が10時から

19時30分（休業期は17時まで）、日曜・祝日は10時から17時となっている。附属図書館の利用状況については、改修後の平成26年度入館者数（238,208人）は改修前の平成24年度（135,532人）より約76%増加している。市民開放も行われており、平成27年度現在の登録者数は416人、全体の13%を占めている。

学術資料について、平成27年3月31日現在、附属図書館の蔵書数は455,813冊、雑誌は11,961タイトル、視聴覚資料（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD・BD、レコード等）は約420タイトルを有している。また、電子ジャーナルは5種類のパッケージ（約5,100種のタイトル）、データベースは7種類を契約しているほか、シェル文庫や手塚文庫等人文社会科学系のコレクションを有している。

さらに、附属図書館のOPACはインターネットで公開しており、学外からも検索できる。また、各種データベースも所定の手続きを取れば学外から利用することができる。附属図書館に所蔵していない図書や雑誌については、全国大学図書館との図書相互貸借や文献複写等のサービスで対応している。図書の貸借・検索は、札幌サテライトにおいても可能となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が自主学習を行う環境として、附属図書館、情報処理センター、言語センター、ゼミナール室、国際交流ラウンジ、AL教室等の講義室（講義のない時間帯に限る。）がある。

平成25年度に実施した学生生活実態調査によると、「授業の空き時間」にしているのは、「図書館」「ゼミ室」「情報処理センター」が多く、それぞれ21%、15%、14%となっており、附属図書館が最も活用されていることがわかる。

附属図書館（座席数392席）は、年末年始や入学試験日等の数日を除き、平日・土曜日だけでなく日曜・祝日も開館しており、その基本的コンセプトは「滞在型の学生の主体的な学びの拠点」であり、学生の自主学習のために、従来の個別学習だけでなく、グループ学習等にも対応した環境を整備している。

情報処理センター、言語センター（マルチメディアライブラリー）にはパソコン（情報処理センター：218台、マルチメディアライブラリー：8台）や語学教材が整備されており、授業のない時間帯に学生はパソコンを自由に利用するか、自主的な語学学習に取り組むことなどが可能になっている。

そのほか、すべてのゼミナール室（平成27年5月現在89室）に、大学のネットワークに接続しているパソコンが設置されている。

また、現代商学専攻の大学院学生については、全員に研究室が確保されている。研究室の鍵は個人に貸与されており、講義室棟3・4号館の開館時間内であれば自由に研究室を利用することができる。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部学生に対するガイダンスについては、新入生を対象にして、入学式の翌日から2日間、新入生オリエンテーションを実施しており、教務・学生生活等、大学生活に必要な事項について担当部署から説明している。各授業では、授業担当教員が前期と後期の初回の講義日を用いて、授業の目的・成績評価の方法等について説明している。

学生は2年次から学科に所属するために、1年次の12月に各学科のオリエンテーションを開催し（平

成 26 年度参加者数 277 人)、学科を選ぶ際の判断材料にさせるとともに、1 月には所属手続を説明している。また、3 年次から履修する研究指導(ゼミナール)については、2 年次の 10 月に研究指導オリエンテーションを開催し、各ゼミナールの内容等を説明することで、ゼミナール選択の判断材料とさせている。さらに、大学院へ進学を希望する学生を対象にした大学院説明会を 7 月と 11 月に各 2 回(年 4 回)開催している(平成 26 年度参加者数 12 人)。

大学院学生に対するガイダンスについては、現代商学専攻では入学式当日に、アントレプレナーシップ専攻では入学前の 3 月に、新入生オリエンテーションを実施し、教務事項等について説明している。授業科目の選択に関しては、研究指導教員(現代商学専攻)及び履修指導教員(アントレプレナーシップ専攻)が履修登録時に相談を受けアドバイスする体制がとられている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に対する学生ニーズの把握については、「学生の声」制度(教育担当副学長への意見箱(学生センター内に設置))がある。学生は、これを利用して学生生活、就学上の要請、苦情等を文書で教育担当副学長に直接申し出ることができる。教育担当副学長は、これに回答し、必要な措置を講ずることとしている。「学生の声」に寄せられた意見の平成 26 年度の実績は 19 件で、そのうち 8 件が学習支援に関わるものと判断され、教務課と学生支援課が対応した。また、履修指導教員や研究指導教員、学生生活実態調査を通じて学生のニーズの把握に努めている。

学習相談、助言、支援を適切に行うことについては、学部学生に対しては、1・2 年次生の修学及び履修に関して指導及び助言を行うために、履修指導教員制度を設けている。全学で 28 人(専門 4 学科、一般教育系、言語センター等から 2 人ないし 3 人ずつ。)の教員が担当し、それぞれの関係する科目について履修指導を行うほか、1 年次修得単位数が 16 単位以下であった学生と 3 年次に進級できなかった学生に対して個別面談を行っている。3・4 年次生に対しては、研究指導(ゼミナール)担当教員が指導及び助言を行っている。履修指導教員及びその他の教員はオフィスアワーをシラバスに記載し、学生の学習相談等に応じている。

大学院学生に対しては、現代商学専攻では研究指導教員が、アントレプレナーシップ専攻では正副の履修指導教員が履修指導を行っている。また、アントレプレナーシップ専攻では、2 年次に進級した学生で GPA が 2.0 以下の学生に対して正副履修指導教員と専攻長が特別指導を行っている。

留学生(平成 26 年度 82 人)については、国際交流センターにおいて、入学時に留学生のみを対象としたオリエンテーションを実施し、健康に関すること、入国管理・住居に関すること、安全に関すること、国際交流センターの各種サービスに関すること等について説明を行っている。個別にも、留学生からの学習相談や生活相談に応じている。さらに、チューター制度により、留学生に生活・学習上の必要な支援を行っている。

社会人学生(平成 26 年度 91 人)については、学習支援として大学が独自に開発した e-learning システムを活用し、教材の提示、レポートの提出と返却、教務上の連絡を行うとともに、学外からもレポートの提出と返却、教材の入手を行っている。また、学生の相談に応じるために e-learning システム内に個別の面談室を設定できるようにしている。

障害のある学生(平成 26 年度 11 人)については、学生何でも相談室や保健管理センターを中心として、

定期的な面談や授業補助を行うなどのサポートを行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の活動が円滑に行われるように、毎月1回、学生自治会、体育会、音楽文化団体連合会、緑丘祭実行委員会、ゼミナール協議会、生協学生委員会の各代表者と、教育担当副学長、学生支援課との懇談会を行っている。これにより、課外活動のニーズの把握に努めるとともに、必要な場合は、体育館の修理、グラウンドの整備、道具の買い替え、救助艇の更新等の支援を行っている。

学生の自主的な地域社会における課外活動を支援するために「小樽商科大学グリーンヒルプロジェクト」の制度を設け、1件当たり10万円相当を限度に物品を現物支給して学生を支援している。平成22年度は3件、平成23年度は5件、平成24年度は3件、平成25年度は2件、平成26年度は2件が採択されている。

課外活動におけるリスクに対して、学生サークルのリーダーを集めた「リーダーズ・アッセンブリー」を開催し、課外活動におけるリスクの回避・防止に努め、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援している。具体的には、飲酒事故の危険性とその防止についての講演会を実施し、学生への飲酒に関する指導強化・理解促進、救急・救命訓練を行っている。また、飲酒事故の再発防止に向けて、平成24年度から構内全面禁酒にするとともに、『OUCガイドブック』への注意事項の掲載、新入生オリエンテーションでの指導、授業「生活と健康」における医師による講義の実施、学生団体連絡会での指導、全サークル加入者の未成年者を対象とした指導、教育担当副学長と学生団体代表との懇談会・寮生との懇談会での指導、保護者連絡会で家庭での指導の依頼、新入生に対して誓約書の提出を求めるなどの取組を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、3年に一度、全学生を対象とした学生生活実態調査を実施し、この調査から把握されるニーズを中心に生活支援等の改善を行っている。また、「学生の声」制度（教育担当副学長への意見箱）で、学生の生活支援等に関するニーズの把握に努めている。

学生への生活支援に係る各種相談・助言等については、学生何でも相談室や保健管理センターが中心となり支援している。学生なんでも相談室における相談は、週3回（月・水・金）午後開設されている。相談件数が最も多いのは学生生活への適応（平成22～26年度までの5年間の延べ人数233人）で、カウンセラーや保健管理センター、学生支援課が対応している。次に多いのが、学習上の相談（平成22～26年度までの5年間の延べ人数170人）で、カウンセラーや教務課、学生支援課、場合によっては履修指導教員が対応している。

生活支援の実態に関する意見交換や対応を検討するため、年2回、何でも相談室会議（相談室のメンバー、

学生支援課、カウンセラー) を開催している。また、学生支援課、教務課、保健管理センター、ハラスメント相談室等学内各組織との連携を図っている。教員との連携は、教員が学習支援を行う際にメンタルヘルスの面で対応が必要な学生については保健管理センターへ連絡し、経済的援助を必要とする学生については学生支援課に連絡することとしている。

ハラスメント相談室は、学生がハラスメントの被害を受けた場合や、第三者（ハラスメント被害者に代わって申し立てた者）からの相談に対応している。また、ハラスメント相談室は、教職員を対象に講演会を開催してハラスメント防止の啓発に努めている。

就職支援については、学生支援課キャリア支援室とキャリアアドバイザーを中心とするキャリア支援センターが、同窓会や学生の就職支援団体（キャリア・デザイン・プロジェクト）と協力して、企業セミナーや対策講座等の就職活動支援を行っている。

また、留学生に対する生活支援については国際交流センター、障害のある学生に対する生活支援については学生何でも相談室や保健管理センターが中心となって、それぞれサポートを行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済的支援については、「入学料免除・徴収猶予、授業料免除・徴収猶予」と「奨学金、奨励金」の制度があり、このうち、入学料・授業料免除者は、平成26年度の入学料免除者は6人（うち全額免除者2人）、授業料免除者は、前期257人・後期273人（うち全額免除者前期211人・後期223人）となっている。

「奨学金、奨励金」については、同窓会の支援により、前年度の学業成績優秀者に奨励金（対象人数18人：学部学生10万円、大学院学生5万円）を支給する小樽商科大学緑丘奨励金制度がある。私費外国人留学生に対しては、独自の奨学金としてグリーンヒル奨学金（対象人数1人：月2万円）、後援会助成金による奨学金（対象人数7人：月2万円）、佐藤幸子奨学金（対象人数1人：年10万円）の奨学金制度を設けており、毎年度9人全員が給付を受けている。また、留学に係る独自の奨学金制度が複数設けられている。同窓会支援によるものとしては、海外協定校との学生交換協定に基づく派遣留学に対する支援（1人当たり：ヨーロッパ20万円、アメリカ18万円、オセアニア15万円、アジア10万円）と、語学研修に対する支援（1人当たり：一律5万円）があり、平成27年度においては、派遣留学で19人、語学研修で8人が給付を受けている。そのほか、平成27年度には、グローバルマネジメント副専攻プログラムによる海外留学に必要な経費を援助することを目的とした佐野力海外留学奨励金が新たに創設され、「アジア・オセアニア事情」科目を受講している1年次生24人が給付を受けている。

住居面での支援としては、創立百周年事業の一環として鉄筋5階建ての学生寮（輝光寮）を建設し、平成23年から入寮を開始している。輝光寮は、1人部屋9室（4人部屋3室）とキッチン併設のオープンリビング、洗面・シャワー室・トイレを1ユニットとしており、プライバシーを尊重しつつユニット内で集団生活ができるため、寮での生活を通して人格形成や、社会性・同窓意識を身に付けることができる。入居率は、入寮開始の平成23年度から平成26年度までの4年間平均で81.3%となっている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 言語センター、教育開発センター等において、3つの新たな語学教育ツール①デジタルタスク、②双方向通信、③異文化ビジネス教育を構築して組み合わせた実践型Blendedラーニングを導入し、授業で使用する動画を撮影するためのレコーディングスタジオや、海外との双方向通信が可能な国際交流スタジオが整備され、活用されている。
- 附属図書館を「滞在型の学生の主体的な学びの拠点」と位置付け、無線LANを全館で完備し、ラーニング・コモンズとしての利用を目的としたアクティブラーニング・エリアを整備するなど、学生の主体的、自主学習環境を整えている。
- すべてのゼミナールに専用のゼミナール室を配置し、さらに大学のネットワークに接続しているパソコンを備えるなど、グループでの自主学習の環境を整えている。
- 小樽商科大学緑丘奨励金、グリーンヒル奨学金、後援会助成金による奨学金、佐藤幸子奨学金、佐野力奨学金と、大学独自の奨学金制度を数多く設けて学生生活を支援している。
- 「小樽商科大学グリーンヒルプロジェクト」を設けて地域社会における学生の自主的な活動を支援しているとともに、「リーダーズ・アッセムブリー」において課外活動に伴うリスクについて講演会等を実施することにより、課外活動におけるリスクの回避・防止に努め、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質の改善・向上を図るため、学部・大学院における教育課程の編成・教育方法の研究・開発その他FDを担う組織として、教育開発センター（センター長：理事（教育担当副学長））を設置している。同センターは、学部教育開発部門（構成員9人）、大学院教育開発部門（構成員9人）、専門職大学院教育開発部門（構成員5人）、キャリア教育開発部門（構成員8人）、研究部門（構成員5人）の5部門を擁し、各部門には全学（専門4学科、一般教育系、言語センター、アントレプレナーシップ専攻）からそれぞれの部門を担当する教員を配置し、「授業改善のためのアンケート」の実施・集計結果の分析、教員相互の授業参観、教育課程の検証、FD講演会（ワークショップ）のほか、全学的に展開しているアクティブ・ラーニングにおける教育効果の検証・改善などの教育に関する検証・評価を実施している。

アクティブ・ラーニングの教育効果については、①地域連携キャリア開発の検証（平成20年度）、②アクティブラーニング実施と非実施による教育効果の検証（平成23年度）、③同一講義における比較・検証（平成24年度）など、教育開発センターによる検証を通してアクティブ・ラーニングの有効性について確認し、更なる展開に活かしている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見の聴取については、教育開発センターが主体となり、学部・大学院それぞれにおいて、「授業改善のためのアンケート（学部）」、「授業評価アンケート（アントレプレナーシップ専攻）」を毎年度、「大学院FDアンケート（大学院現代商学専攻）」を平成19年度から実施し、その調査結果を集計し、担当教員個々にフィードバックするとともに、ウェブサイトでの公表を通じて学生にフィードバックしている。

また、学生の福利厚生の実施及び就学環境の改善を図り、学生の多様なニーズに応えることを目的として学生生活実態調査を学生委員会が3年ごとに実施している。平成25年度には学習状況にも重点を置いた調査を実施し、学生の主体的な学びを促す学習環境の改善に活かすとともに、その結果を『学生生活に関する調査報告書』として取りまとめ、ウェブサイトでの公表を通じて学生にフィードバックしている。

学生生活実態調査における意見の反映例としては、「シラバスが読みづらい。」という意見を踏まえ、平

成 27 年度からシラバスを電子化し、ウェブサイト公開することによって、授業等掲載内容の増加を図り学生の利便性を向上させたほか、「情報処理センターのパソコンの起動が遅い。」という意見を踏まえ、ネットワーク回線の増速化を行ったことなどがある。

さらに、学生が文書で教育担当副学長に要望・意見を申し立てる「学生の声」、広く生活・学習上の相談に応じる学生何でも相談室等を設置し、これらの制度を通じて、教育に関する意見や苦情を受け付けている。例えば、「学生の声」において AL 教室の明るさの調整を望む意見があったため、照明設定変更等の環境整備を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

当該大学は、卒業（修了）生や就職先からの意見聴取をより組織的、継続的に行う取組が現段階において十分とはいえないものの、地域志向の教育を推進するに当たり、地元自治体・産業界からのニーズを組み入れた教育研究の拡充・深化を図っている。

具体的には、平成 25 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」として採択された「北海道経済活性化モデルの創出と人材育成」事業を中心として、北海道の自治体及び産業界と連携・協力して行う地域連携事業について、関係機関との情報の共有や意見交換を行うことを目的とした地域連携会議（開催実績：平成 24 年度 1 回、平成 25 年度 2 回、平成 26 年度 1 回）、連携事業への参加者や地域住民等と直接意見交換を行うことを目的とした地域懇談会（開催実績：平成 24 年度 0 回、平成 25 年度 5 回、平成 26 年度 7 回）等により、地域から意見聴取を行い、COC 推進本部会議において意見聴取の内容を共有するとともに、教育開発センター及び教務委員会において、具体的な授業科目への反映について検討を行っている。

この地域懇談会等における意見聴取や産学官連携活動を通じて、地域を理解することの重要性についてその認識を深め、平成 27 年度から北海道地域の理解を深める「地域学」を新たな科目として設定することとし、既に開講している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育開発センターにおいて、「授業改善のためのアンケート」の実施・集計結果の分析、新任教員のための授業参観、教育課程の検証、FD 講演会（ワークショップ）等の FD 活動を継続的に実施している。各学科においても独自にアンケートや授業改善の検討会を実施している。

また、全学的展開を目指すアクティブ・ラーニングにおける教育効果の検証・改善などの取組のための FD を積極的に実施している。AL 教室整備パンフレットを作成し、学部・大学院合同教授会で全教員に説明を行っているほか、平成 25 年度には、ICT を活用した教育支援設備の利用講習会を開催し、具体的な活用事例や操作方法の講習を行っており、50 人を超える教職員が参加している。これらの取組を通じて、アクティブ・ラーニングの教室を利用した授業科目は、16 科目（平成 24 年度実績）から 95 科目（平成 26 年度実績）に拡大するなどの成果を上げている。

また、教務委員会及び学生委員会が中心となり教職員学生指導研究会を定期的に開催し、学長、副学長、

事務局長も参加し、当該大学の教育全般について、教員と現場の職員がテーマを持ち寄って意見交換を行っている。平成26年度には、「グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成」を実現するための新たな教育プログラムについて、副学長と学科構成員によるディスカッション等を全学科等で実施し、大学が目指すべき人材育成に必要な教育について検証を行い、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を導入した。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者への研修については、教職協働による学生指導研究会を定期的に開催し、教育の質の向上や学生生活のリスク等について、講演や役員も交えたグループワーク、ディスカッションを実施している。平成25年度には文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択されたことを受け、「地域と協働する学生教育とは」と題した教職員学生指導研究会を開催し、「地域志向の学生教育における今後の可能性と課題」をテーマとした自治体職員等による講演会や、教務補佐員や非常勤職員も交えたグループワークが実施され、平成26年度には当該大学が幹事校となった北海道地区学生指導研修会が開催された。

TAとSAについては、各教員が、事前に実施要領に基づき、業務内容についてのオリエンテーションを行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成25年度文部科学省大学COC事業として採択された「北海道経済活性化モデルの創出と人材育成」事業を中心として、地域連携会議や地域懇談会等により、地域から意見聴取を行い、北海道地域の理解を深める「地域学」を新たな科目として設定するなど、地域に根差した大学として独自の特色ある教育を行っている。
- 教職協働による学生指導研究会が継続的に開催され、大学が目指すべき人材育成に必要な教育について検証を行い「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入につなげているほか、教育の質の向上や学生生活のリスク等について、講演や役員も交えたグループワークやディスカッションを実施して、大学の教育研究の課題を共有している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 6,717,422 千円、流動資産 627,667 千円であり、資産合計 7,345,090 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,646,568 千円、流動負債 693,399 千円であり、負債合計 3,339,968 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 58,784 千円の用途は学生寮建設であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり資産見返運営費交付金等戻入の収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 63,518 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めているが、平成 26 年度の外部資金については、前年度比 67.9%と平成 22～26 年度で最低となっている。そのため文理融合のビジネス開発プラットフォーム構築を進め、企業等との関係を構築し安定的に受託研究を受け入れられるよう検討している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

さらに、これら収支計画を踏まえて、収入、支出予算は、学部・大学院合同教授会で報告し、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 3,052,222 千円、経常収益 3,062,604 千円、経常利益 10,381 千円、当期総利益は 10,381 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 111,864 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を財務委員会が作成し、経営協議会及び役員会の議を経た後、学長が決定している。決定した予算編成方針に基づき、財務委員会が、収入支出予算を作成し、経営協議会及び役員会の議を経た後、学長が決定している。

さらに、学長政策経費等の戦略的経費の配分状況は、学長政策分 83,086 千円、公募分 35,651 千円となっている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定するほか、施設管理維持費、施設修繕費に区分し効率的な資金配分を実施するとともに、大学改革に必要な施設・設備については学長政策経費を活用して整備を実施している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、経営協議会及び役員会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、業務監査と会計監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する経営監査室が内部監査実施要領に基づき、内部監査を実施している。

また、監事、会計監査人、監査室等との連携を目的として、監査連絡会を年 2 回程度実施し、学長・理事との意見交換や、それぞれの監査計画や監査結果についての情報共有を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されてい

ると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営にあたる主要な構成員は、学長、理事・副学長（総務・財務担当）、理事・副学長（教育担当）、非常勤理事（社会連携担当）及び事務局長であり、必要に応じて学長特別補佐を配置している。

管理運営のための組織として、国立大学法人法に基づき、学長の下に役員会、経営協議会、教育研究評議会を置き、法人の経営及び教育研究に関する重要事項、その他大学運営に当たっている。

また、学長、理事3人（非常勤を含む）、副学長及び事務局長による役員等懇談会を毎週開催し、管理運営全般について意見交換を行い、学長のリーダーシップの下に機動的に大学運営を行うことを可能としている。

学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐するために必要に応じて学長特別補佐を置いている。平成27年度には5人配置し、その職務は、大学COC事業、アクティブ・ラーニング、Blended ラーニング（2人）、グローバルマネジメント副専攻プログラムといった、大学が重点的に推進している事業の責任者となっている。

さらに、大学改革を推進するための政策提言等の内容を踏まえ、全学的かつ多角的な視点から大学における改革の方向性を検討するため、大学改革推進室を設置している。大学改革推進室は、学長、理事3人（非常勤を含む）、副学長、事務局長、企画戦略課長から構成され、改革の方向性に基づき、将来構想委員会に対して、具体的な検討依頼を行っている。

監査機能を担うものとして、監事は、書面監査、実地監査等により業務及び会計経理の適性を監査している。経営監査室は、大学の業務執行に関して検討・評価し、業務の改善への助言及び監督を行っている。

事務組織は、事務局長の下に、教務課、教務課入試室、学生支援課、学生支援課キャリア支援室、学生支援課国際交流室、学術情報課、総務課、企画戦略課、会計課、施設課の7課3室から構成されており、事務局として一元化され、非常勤職員を含め98人が配置されている。

リスクに関しては、想定される様々なリスクに的確に対処するため、リスクマネジメントポリシーを定め、リスクマネジメント規程とリスクマネジメントガイドラインを整備している。リスクマネジメント委員会の委員長は学長とし、リスクマネジメントの企画・立案、評価、研修等の業務を行っている。実際に危機事象が発生した場合の対応については、リスクマネジメント規程に基づき、危機管理マニュアルを整備し、大学ウェブサイトに掲載するとともに、学生及び教職員に周知を図っている。

また、防災訓練等については、リスクマネジメント委員会が毎年、教職員、学生を含めた訓練を実施している。

科学研究費助成事業等外部資金の不正使用防止体制については、研究活動に係る行動規範を制定し、外部資金の執行における遵守事項を定めるとともに、平成26年度に研究活動の不正行為防止に関する規程を定め、管理責任体制を明確化するとともに、全教職員にコンプライアンス研修の受講と誓約書の提出を義務付け、外部資金の適正な執行に努めている。また、内部監査による事後的なチェックを定期的に行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員からの意見やニーズの把握については、各種委員会、事務協議会（事務局長を長とする課長・課長代理の職員で構成する）等において副学長及び事務局長が把握し、それらの意見やニーズは、毎週開催される役員等懇談会上がる仕組みになっており、対策を検討し、管理運営に反映させている。

また、外国籍教員と学長・副学長との懇談会を開催し、勤務状況等の改善に資する取組を行っており、外国籍教員の要望を踏まえ、外国人教員採用時に重要事項をまとめたガイドブックを作成し、配布している。

さらに、出産・育児制度に関する教職員のニーズを踏まえ、当該大学における出産・育児制度を解説したパンフレットを作成し周知を図るとともに、育児休業中に開催される学内研修の案内、学内情報の提供や復帰前面談を実施している。

学生からの学習支援及び生活支援に対する意見・ニーズについては、履修指導・相談体制、「学生の声」制度により、留学生については国際交流センターを中心として、多様なルートによりニーズを汲み上げる取組を実施している。具体的な事例としては、「ゼミの内定結果を公示する際には、学生番号のみとし、氏名を記載しないで欲しい。」との意見が寄せられたため、学生番号・氏名の併記方式を改め、学生番号のみの記載に改めている。

学外関係者のニーズについては、経営協議会学外委員からの意見聴取や地（知）の拠点整備事業による地域懇談会、大学主催の各種セミナー等を通じてニーズを汲み上げる取組を実施している。具体的な事例として、経営協議会学外委員から「名誉教授が中心となって、市民らを対象に一般教養を講演する場を作ってほしい。」との意見を受けて、平成21年から当該大学の名誉教授による講演会「ゆめぼーとライブ」を開催している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は、学外（非常勤）の監事を2人（会計監査担当、業務監査担当）置いている。

監事は、毎年度監事監査計画を策定し、大学の事業年度ごとの決算時に実施する会計監査、中期目標・中期計画の遂行状況に関する業務監査等を行うほか、役員会及び経営協議会、教育研究評議会、教授会等の会議にオブザーバーとして出席し、必要に応じて助言を行っている。

また、監事、会計監査人及び経営監査室による監査業務の連携を図るため、学長、財務担当理事、監事、経営監査室長、会計監査人により構成されている監査連絡会を設置し、それぞれの監査内容について報告・確認を行っている。監査連絡会では、監事や会計監査人の監査計画及び監査結果に関すること、経営監査室の内部監査及び内部監査結果に関すること等について、協議を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、副学長、事務局長ら幹部職員は、平成26年度には、国立大学協会等が主催する国立大学法人等理事研修会（理事（総務・財務担当副学長））、国立大学法人トップセミナー（学長）、マネジメントセミナー

(学長、理事(総務・財務担当副学長))、大学改革シンポジウム(学長、理事(教育担当副学長))、北海道地区学生指導研修会(学長、理事(教育担当副学長))等の研修やセミナーに参加している。

一般の事務職員は、人事院が主催する職階別研修やハラスメント防止研修(指導者養成コース)、北海道地区女性職員キャリアアップ研修、北海道大学が主催する英語研修(グローバル化対応)やSD研修会「大学職員セミナー」等に派遣されているほか、平成26年度には、国立大学協会と北海道大学が主催する北海道地区国立大学法人等係長研修(2人)、同中堅職員研修(1人)、国立大学協会が主催する職階別研修等に参加している。その他外部機関が主催する研修会等にも参加させている。

事務職員の学内研修としては、平成26年度には、SD研修会を2回(それぞれ40人、30人が参加)開催したほか、事務職員海外派遣研修(1人)及び出向職員と若手職員合同研修、簿記研修、メンタルヘルス後援会等を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学全体の自己点検評価及びPDCAサイクルを実施するための組織として大学評価委員会(委員長:副学長(大学評価・産学官連携等担当))を設置している。大学評価委員会は、委員長、理事2人(教育担当副学長、総務・財務担当副学長)、事務局長、各専門4学科、一般教育系、言語センター、アントレプレナーシップ専攻から7人、経営協議会構成員1人で構成され、大学全体の評価(自己評価、外部評価、認証評価)に関わる業務を実施するとともに、PDCAサイクルに沿って改善計画策定、改善結果の検証等を行っている。また、委員会の下に、専門職大学院の大学評価に関する必要な事項を審議するために専門職大学院専門部会を置いている。

大学評価委員会は、平成24年度に大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻についての自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめるとともに、平成26年度には、商学部及び大学院商学研究科現代商学専攻についての自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として取りまとめている。

また、国立大学法人法に定める中期目標、中期計画及び年度計画に関する業務を遂行するため、役員会の下に、目標計画委員会を設置している。委員会は、中期計画・年度計画策定及び達成状況の管理等を行うとともに、自己評価結果として実績報告書を取りまとめている。また、当該大学では、各課・室の長がコーディネーターとして中期目標及び年度計画の責任者となっており、その責任者が集うコーディネーター・カンファレンスを開催し、年度計画の進捗状況について多角的な検証を行っている。なお、根拠資料・データ等については目標計画委員会が管理している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

当該大学では、平成16年度の国立大学法人移行後、毎年度、当該事業に係る業務の報告書を作成し、独立行政法人通則法第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会による法人評価を受けているほか、学校教育法第109条第2項の規定に基づき、平成21年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けている。平成26年度には教育に係る自己点検・評価を実施し、この自己点検・評価

に基づいて自己点検・評価書を作成し、平成 27 年 3 月に外部評価委員会（学外委員 3 人）による外部評価を実施している。

また、アントレプレナーシップ専攻については、5 年に 1 度、経営系専門職大学院認証評価を受けるため、平成 24 年度に大学評価委員会の下にアントレプレナーシップ専攻専門部会を設置し、認証評価の基礎資料となる点検・評価報告書を作成し、平成 25 年 3 月に外部評価委員会（学外委員 3 人）による外部評価を経て大学基準協会に提出した。その後、大学基準協会による実地調査を経て、平成 26 年 3 月に経営系専門職大学院基準に適合しているものと認定されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

当該大学の大学評価実施規程第 12 条第 4 項では「自己評価実施主体は、自己評価の結果、自ら改善を必要と判断したもの、又は委員会から改善が必要と指摘されたものについては、その改善の方策を講ずるものとし、その結果を委員会に報告する。」と定めており、認証評価や法人評価、外部評価委員会による外部評価等の評価結果は役員会や教授会等で教員にフィードバックされるなど、評価結果を管理運営の改善に活かす体制が整備されている。

改善のための取組としては、一例として平成 24 年度の法人評価における「未成年の飲酒事故の再発防止に向けた組織的な取組を行うことが求められる。」との指摘への対応が挙げられる。当該大学は、飲酒事故の再発防止に向けて、入学式やオリエンテーションにおける注意喚起などの学生への啓発活動を中心に取組を行い改善を図っている。また、平成 21 年度に受けた認証評価において「学生生活の一層の充実に資するよう努めることが期待される。」との指摘があったことを踏まえ、学生生活実態調査や「学生の声」等により学生のニーズを調査し、学生への経済面の援助として学生寮を建設するなどの学生支援を充実させている。

さらに、アントレプレナーシップ専攻が平成 25 年度に受けた認証評価結果において学位授与方針の明文化や教育課程の充実について指摘があり、平成 26 年度に学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を制定するとともに、平成 28 年度から新たな教育課程を導入することを決定するなど、評価結果を踏まえた改善を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の教育研究上の目的は、大学憲章、学則に明記され、それぞれ公表されている。また、ウェブサイト、シラバス、『OUCガイドブック』、大学案内、大学院案内等に掲載され、教職員、学生及び社会に情報提供が行われている。

学生への周知については、毎年度、入学時のオリエンテーション時に、新入生（大学院学生も含む。）に対して、シラバス等により当該大学の教育目的や特徴を説明している。特に、学部学生の場合は、初年次教育及びキャリア教育のパンフレットを配布することにより、その教育内容について説明している。

受験生、高等学校、企業等への周知については、高等学校における大学説明会、オープンキャンパス、大学案内等により教育目的等を説明している。

教職員への周知については、新任職員ガイダンス、FD研修、SD研修等の場において、大学概要や各種資料により、その教育目的や特徴の周知を図っている。

地域社会への周知については、ウェブサイトにおいて、大学憲章、大学概要、大学情報等によりその教育目的、特徴等について公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学ウェブサイトにおいて、教育情報の公表を行っており、学部、大学院におけるそれぞれの入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針について周知を図っている。また、選抜要項、募集要項に入学者受入方針を掲載するとともに、履修の手引きに教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を掲載し、周知を図っている。公表されたこれらの方針の文言は、書面調査時には一貫しているとはいえなかったが、各方針が記載された媒体の修正が順次行われている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている事項の情報は、大学ウェブサイトの大学情報の情報公開のページに一元的にまとめられ、公表されている。教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 の規定に基づく教員の養成の状況についての情報は、書面調査時においては学外からの利用がしやすい状態での公表ではなかったものの、平成 27 年 12 月には大学ウェブサイトの教育情報の情報公開のページから利用できる

よう改善されている。

そのほか、より具体的な教育研究活動についての情報発信として、個々の教員の教育研究活動等の情報を大学ウェブサイトの研究者総覧で公開されているが、未記載欄がある者がいるなど、公開されている内容は必ずしも十分ではない状況が見られる。また、学術成果については大学ウェブサイトの機関リポジトリである「小樽商科大学学術成果コレクション(Barrel)」で公表しており、学術雑誌論文、紀要論文、研究報告書等のコンテンツ数は平成27年3月31日現在で4,790件を越え、平成26年度の利用状況は、アクセス数445,972件、ダウンロード数は58,088件となっている。

さらに、大学の最新情報を大学ウェブサイトの「商大くんが行く！」で、毎日発信している。

なお、当該大学は大学ポートレート事業に参加し、大学情報の積極的な公表に取り組むこととしており、点検・評価、業務に関する情報、組織に関する情報、財務に関する情報、国立大学法人小樽商科大学規程集といった大学の基本的な組織情報等については、大学ウェブサイト「大学情報」にとりまとめ、適宜公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報はおおむね公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 小樽商科大学

(2) 所在地 北海道小樽市

(3) 学部等の構成

学部：商学部

研究科：商学研究科

附置研究所：該当なし

関連施設：言語センター、ビジネス創造センター、
保健管理センター、情報処理センター、
国際交流センター、教育開発センター、
グローバル戦略推進センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 2,302 人，大学院 106 人

専任教員数：122 人

助手数：3 人

2 特徴

本学は、明治 44（1911）年 5 月、5 番目の官立高等商業学校として創立され、昭和 24（1949）年 5 月、戦後の学制改革に伴い小樽商科大学として単独昇格した。商学部のみ的小規模単科大学ではあるが、北海道の高等教育機関としては北海道大学につぐ歴史と伝統を誇っている。

本学は、「商学」を、伝統的にイメージされている特定の分野に限定することなく、実践的・応用的総合社会科学として広義に捉え、教育研究の指針としてきた。本学は、また、開学以来、実学と語学を重視する教育方法を実践してきた。

そのため、商学部に、「経済学科」「商学科」「企業法学科」「社会情報学科」（以下「専門4学科」という。）を設置し、社会科学の主要な分野を網羅する教育研究を可能とするとともに、教養教育、語学教育を担う教員組織として「一般教育系」「言語センター」を設置している。

平成 16 年 4 月の国立大学法人化を機に、本学の教育研究機関としての目標、理念及び方針等を明らかにするため、「国立大学法人小樽商科大学憲章」を制定した。

(1) 学部教育に関する特徴

学部教育においては、専門4学科による専門教育を展開するとともに、実学の伝統に基づいて、現実社会との関わり、実践を重視した教育方法を工夫している。また、ゼミナール教育を重視し、専用のゼミ室を配置し、教員・学生の交流、学習の拠点としている。さらに、教養

教育こそがこうした実学的前提であり、基礎であるとの認識から、伝統的にカリキュラム上教養教育を重視し、平成 13 年度のカリキュラム改革では、新たな教養教育観のもとに教養教育重視の姿勢を一層鮮明にした。

また、「ビジネスに国境なし」との認識から、創立以来「北の外国語学校」と称せられるほど語学教育を重視してきた。平成 3 年には言語センターを設置するとともに、国際交流を大学の重点課題とし、活発な活動を行ってきた。こうした活動は、小規模大学の国際交流のあり方を示すものとして高く評価されている。

なお、教育改革の一環として、平成 27 年度から「グローバル教育グローバルマネジメント副専攻プログラム」を開始する。

(2) 大学院教育に関する特色

大学院は、商学研究科に、現代商学専攻博士（前期・後期）課程及びアントレプレナーシップ専攻（専門職学位）課程の2専攻を設置している。

現代商学専攻は、学部組織を基礎とする伝統型の大学院（テーマ研究型大学院）である。研究者として自立して研究活動を行うために、又は専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を育成することを目的としている。100 年近くにわたる本学の理論的・基礎的研究の成果が、ここでの教育に活かされている。

アントレプレナーシップ専攻は、経営系専門職大学院であり、企業経営等における高度のマネジメント能力等を養成することを目的としている（高度専門職業人養成型大学院）。本学の教育研究の特徴の一つである実学教育、応用的・実学的研究を体現する大学院である。

(3) 研究に関する特色

本学は、学術・研究において、学部に広範な専門分野を包摂する単科大学としての特性を活かし、総合的・学際的研究の推進を図ることとしており、社会科学分野における研究実績を活かし、地域の課題解決・文化の発展に組織的に取り組んでいる。

(4) 社会貢献に関する特色

地域社会の課題解決及び活性化に係る事業を推進するとともに、北海道、小樽市、財務省北海道財務局、地元金融機関等包括連携協定を締結し、地域連携事業を推進している。平成 25 年度には、文部科学省の地（知）の拠点整備事業に採択され、リージョナルセンターとしての機能を強化し、地域志向の教育研究を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、建学以来築いてきた自由な学風と実学重視の精神を継承し、さらにこれを発展させて、複雑高度化した現代社会の多面的な問題解決への貢献と人類普遍の真理探求を使命とする教育研究機関として、一層の充実を目指すとし、「大学憲章」において、その理念と方針を次のように明らかにしている。

1. 教育

- (1) 学部教育の目標：本学は、学部において、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身に付けた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る。
- (2) 大学院教育の目標：本学は、大学院において、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を図る。

2. 研究

(1) 基礎研究と応用・実学研究

本学は、基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視し、両者の成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元する。

(2) 総合的・学際的研究

本学は、1 学部に広範な専門分野を包摂する単科大学としての特性を活かし、総合的・学際的研究の推進を図る。

3. 社会貢献

(1) 研究成果の地域社会への還元

本学は、社会が提起する課題に対して、具体的かつ実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会の活性化のために還元する。

4. 国際交流

(1) 国際交流事業の推進

本学は、国際的視野を備えた人材の育成という観点から、国際交流事業の推進を図り、その充実に努める。

（学部・研究科等ごとの目的）

1. 商学部の教育目的

本学は、現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。この目的を達成するために、多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに、それを支える高い水準の研究を推進し、国際交流の促進、学習環境の改善、課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。

2. 商学研究科の教育目的

本研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材の育成を目的としている。

- (1) 現代商学専攻博士（前期・後期）課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度で専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

この目的のもとに博士前期課程では、現代の多様で豊富な内容をもつに至った商学分野において、広い視野と深遠な学術研究に基づいた教育を行い、研究者養成の基礎としての役割を担い、また知識基盤社会の各方面で専

門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮する人材を育成する。

博士後期課程にあつては、流通、金融、経営及び会計という「商学」の領域を中核とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深め、教育研究者のみならず、高度な研究能力に基づいて社会の各層で専門職として活躍する人材を育成する。

(2)アントレプレナーシップ専攻専門職学位課程は、革新的ビジネスモデルを構想し事業へと展開できるビジネスイノベーター、及び企業経営におけるマネジメント能力を高めビジネスチャンスを創出し得るビジネスリーダーを育成するために、当該分野に応じた柔軟で実践的な教育を行うことを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_otaru-uc_d201603.pdf